

大將ブース著

軍令及軍律兵士の巻

東京 救世軍日本本営

020377-000-3

特61-252

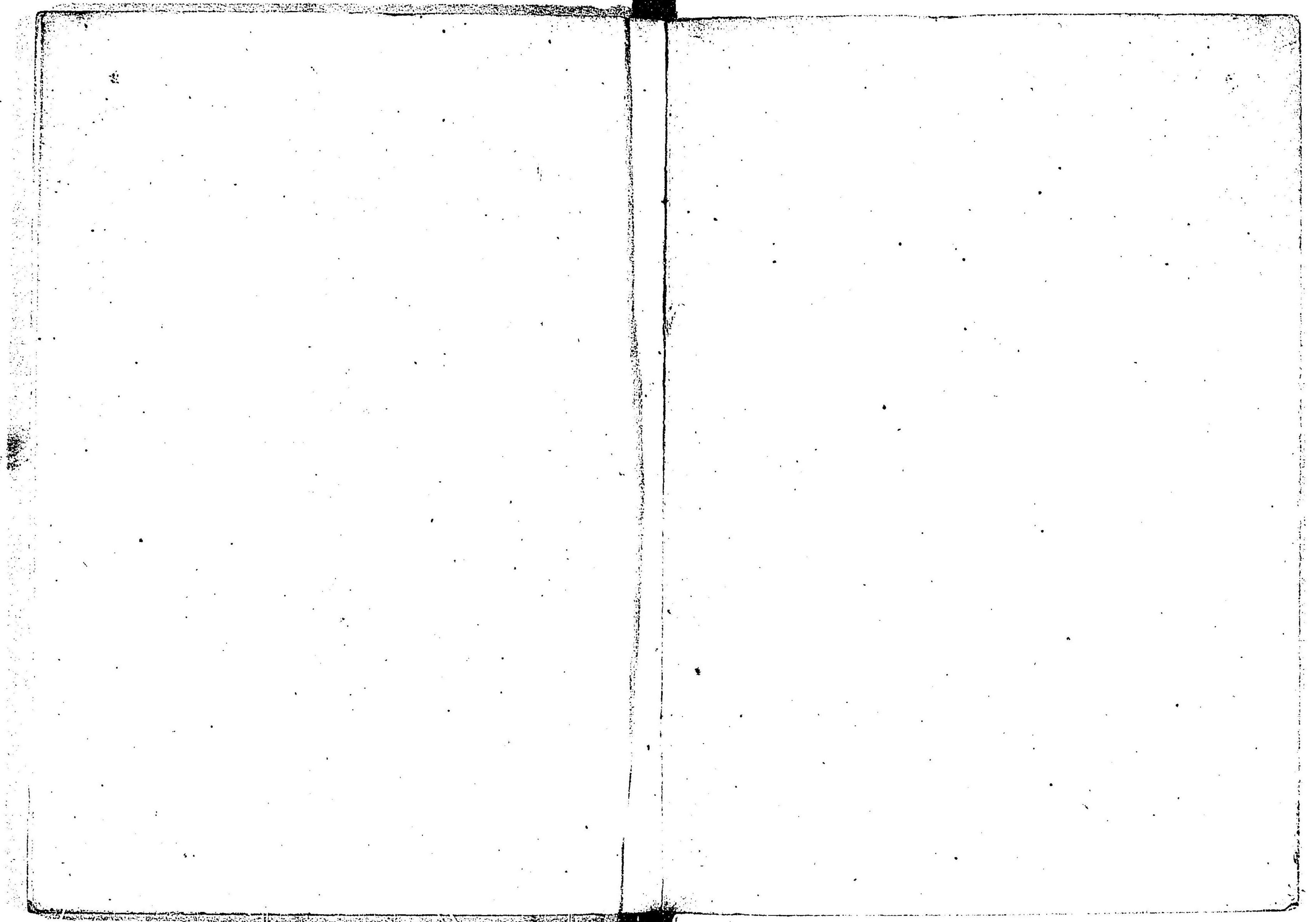
軍令及軍律 兵士の巻

ウキリアム・ブース/著

M35

ABI-0184





特 61
252

軍人及軍律兵士の巻



大將グー
ス著



東京 救世軍日本本營

此軍令及び軍律は、凡ての救世軍兵士が、如何なる人物にてあるべきか、又如何なる義務を盡す可きかを知らしめん爲に發行せられたる者なり。士官は凡ての兵士が必らず一本を所持する様、而して其「軍中の約束」に記名する前か、又は直ぐ後に、之を一讀せしむべき責任あり。

在倫敦、救世軍萬國本營にて

ウキリヤム、ブーヌ

緒言

我が日本の救世軍人に告ぐ

余は老年の身なれば、心には欲へども、終に一度も驚嘆すべき卿等の國に渡航すること能はず、随つて天國に於てならでは、卿等と相見ること能はざるやも、知る可らずと雖も、卿等の前途に就ては、最も大なる希望を屬し、其忠信と成效とを聞かんことを、待望むものなり。余が卿等に就て聞きたる証言は、卿等が地上の多くの人民に優れ、凡て余の目的と、計畫を諒解し得ることを、随かめ、亦卿等が軍隊の精神を咀嚼し得て、東方諸國民

の間まひだに於おる、余よが願望ねんぼうの實現じつげんを、助たすく可べきことを期きせしむ。
 此故このゆゑに余よは最もも大おほいなる喜よろこびを以もつて、卿等けいらが用もちふべき、此軍このぐん令れい及び軍律ぐんりつ兵士へいしの卷まきを裁さい可かする者ものなり。余よは卿等けいらが祈いの禱たうと信仰しんかうを以もつて之これを學まなび、神かみの恩寵めぐみに由よりて、悉ことごとく之これを實じつ行かうせんことを勉つとむべきを信しんず。
 卿等けいらは此書このしよが何人なんびとをも、西洋せいやうの風俗ふうぞくに誘いざなふものにあらさることを見るべし。我等われらは何人なんびとと雖いへも、其その日本にほん人じんたるの度合どあひを減げんじ、又または何れいづれの國民こくみんにても、他たの同國民どうこくみんと風變かへりの者ものとならしむることを願ねがはず、却かへつて我軍わがぐん籍せきにあ

る凡てすべての兵士へいしは、其その基督キリストに獲たんことを欲ほふ同國民どうこくみんの間まに、有いう得えべき限かぎり大おほいなる感化かんくわ力を有いせんことを願ねがふ者ものなり。

余よは日本にほんの風俗ふうぞくに照てりて必要ひつ要ようなる、多た少せうの修しゆ正せいを加くへたる他ほか、凡て英國えいこくに行おこなはるゝと同おなじ此軍律このぐんりつを卿等けいらに贈おくる。余よは卿等けいらが英米えいべいに於おける如ごとく、凡すべての救世軍きうせいぐんの制度せいどを完全くわんぜんに扶植ふしやくするの兵士へいしとなり、罪人つみびとを救すくひ入いらしむる上うへに、他國たこくの戰友せんゆうに恥はぢざる、力量りきやうを現あらはすに至いたるべき事を信しんず。而しかして日本にほんの軍隊ぐんたいが他たの諸國しよこくと同おなじく、有力うりよくなることを示しめせし如ごとく、卿等けいらが神かみと、喪うしなはれたる者ものとの爲ため

は、完全に組織せられたる軍隊として、世界各國の戦友
と比肩し、更に後れを取らざるを、示すに至らん事を望
む者なり。

在倫敦、救世軍萬國本營にて

大將 ウヰリヤム、ブリス

救世軍の軍令及軍律

兵士の巻

目次

第一章 救.....一

第一節總論○第二節悔改○第三節救はるべき信仰○第四節罪の
赦○第五節更生○第六節神の有となる事○第七節献身

第二章 救を保つ心得.....一四

第一節總論○第二節告白○第三節祈禱○第四節讀書○第五節交際
○第六節惡を拒ぐ事○第七節自省○第八節信仰○第九節聖潔○第

十節 他人を救ふ事

第三章 品行

- 第一節 總論
- 第二節 眞實
- 第三節 律義
- 第四節 身だしなみ
- 第五節 世に倣はぬ事
- 第六節 男女間の謹慎
- 第七節 無私
- 第八節 柔和
- 第九節 人を救ふ事
- 第十節 謙遜
- 第十一節 堪忍
- 第十二節 勉強
- 第十三節 辛抱

第四章 衛生

- 第一節 總論
- 第二節 食物
- 第三節 衣服
- 第四節 清潔
- 第五節 運動
- 第六節 新鮮なる空氣
- 第七節 禁酒
- 第八節 禁煙

第五章 智識の進歩

- 第一節 總論
- 第二節 讀書の法
- 第三節 書法
- 第四節 觀察
- 第五節 記憶及び判斷

第六章 家庭

- 第一節 家庭の宗教
- 第二節 家庭にて基督を告白すること
- 第三節 家庭の迫害
- 第四節 許嫁
- 第五節 結婚
- 第六節 一家の主人
- 第七節 夫が妻に對する務
- 第八節 妻が夫に對する務
- 第九節 離婚
- 第十節 親が子に對する務
- 第十一節 子が親に對する務
- 第十二節 僕が主人に對する務
- 第十三節 主人が僕に對する務
- 第十四節 隣人に對する務

第七章 處世

..... 一一九

第一節兵士の事業○第二節旗色を示す事○第三節不正業を營まぬ事○第四節身の程を知る事○第五節朋輩○第六節負債○第七節争論及び訴訟○第八節富○第九節國政○第十節祭禮

第八章 救世軍……………一四五

第一節目的○第二節政躰○第三節嚮導者○第四節服従

第九章 戦争……………一五七

第一節總論○第二節入隊○第三節軍中の約束○第四節小隊の組織及び運動○第五節義務を習ふべき事○第六節部署○第七節失望○第八節戦友を愛する事○第九節誹謗せざる事○第十節服務○第十一節制服○第十二節旂裁○第十三節行軍○第十四節野戰○第十五

節歌ふ事○第十六節祈る事○第十七節警告○第十八節聽聞○第十九節特別合戦○第二十節開聲及び出版物賣○第二十一節迫害○第二十二節候補生志願○第二十三節士官の官舎

第十章 獻金及び集金……………二二八

第一節總論○第二節小隊の軍用金○第三節大隊、聯隊、師團の軍用金○第四節内國本營の軍用金○第五節萬國本營の軍用金○第六節兵士の献金

第十一章 接戦……………二三二

第一節總論○第二節集會以外○第三節集會の時

第十二章 病氣及び死……………二三七

第一節病人の手当 ○ 第二節病人の看護 ○ 第三節病人 ○ 第四節死及
 び葬式

(附録) 名家救世軍評……………二四五

救世軍の軍令及軍律

兵士の巻

大將 ウヰリアム、ブリス著

第一章 救

第一節 總論 ○ 第二節 悔改 ○ 第三節 救はるべき信仰 ○ 第四節 罪の赦
 ○ 第五節 更生 ○ 第六節 神の有となる事 ○ 第七節 献身

第一章 總論

救世軍兵士は聖靈の力に由て更生り、舊き、世俗的にして、身勝
 手なる、罪の性質より、新しくして、聖く、天に属る、神々しさ性質
 に變化せられたる者ならざるべからず。兵士は常に一度かく新しき心

を得るのみならず、爾來聖靈を其心に宿し、神の喜び給ふ所を辨へ、行ふ爲め、聖靈をして其心を支配し、其心を通じて働かしめざるべからず。

二、是は兵士に取て第一の要性なり、此故に凡ての救世軍人は、皆必らず此心の變化を経て、眞の宗教に入たる者ならざる可らず。我軍に於ては此經驗を名けて「救」と云ふ。而して「余は救はれたるが故に幸福なり」とは、救世軍人間に最も普通の証言なりとす。

三、救世軍兵士にして此心の變化を経ざる者は、到底兵士の義務を盡し、己に満足を得、人に利益を與ふること能はず。是は格別に注意すべき大切の事故、此軍令及び軍律を讀む兵士は、必ず先づ以下述ぶる所の救の説明を身に當はめ、果して自分は此心の變化をなしたる者か、否やを反省し、充分の満足を得たる後にあらざれば、安んずべからず。

四、若し今茲に記す所を讀み、自ら省みて未だ此心の變化を爲す、尙罪の中に在ることを見出す者。又は嘗て此經驗をなしたれ共、今は不忠實の爲に之を取失ふて、墮落したりと認むべき理由を發見する者は、直ちに神に祈り、改めて救を求めざる可らず。然らざれば其人は到底基督の精兵たること能はざるものなり。

五、救は必ず左に掲ぐる様々の祝福を含む。

(イ)悔改(ロ)救はるべき信仰(ハ)罪の赦(ニ)更生(ホ)神の有となる事(ヘ)献身

今逐次其説を明しをなすべし

第二節 悔改

救の第一要件は悔改なり。而して眞正の悔改は必ず、下に掲ぐる六箇の異りたる經驗を含む。或は一々其と心付ずして過ぎたる人もあらん、

然れ共悔改には必ず此等のものを含まざる可らず。

一、真正の悔改は従来自分が、神に逆ひ、容易ならぬ罪を犯したることを、深く心に認むるより始まる。而して其罪は神に忌まれ、人に害を及ぼし、神の怒を招く、大なる悪事たることを認むるを要す。

二、次に大切なるは深く自分の罪を悔ることなり。罪を悔改むる者は其犯罪を悲まざる可らず。常に犯罪の結果が自他を禍し、危険に陥らしむるが爲のみにあらず、罪は即ち悪なるが故に、之を悲み悔まざる可らず。

三、次に悔改に必要なるは辨償することなり。即ち今日迄我罪故に他人を煩はし、他人の所有を奪ひ盗みたるが如きことあらば、力の及ぶ限り之を辨償せざる可らず。

四、真正の悔改には又其犯罪を止め、之を改むることを要す。常に既

往の罪惡を認むるのみならず、之を棄て去らざる可らず。即ち虚言者は其虚言を廢め、不正直者は其不正直を悛め、飲酒家は其身を害ふ飲酒を止め、酒店は又人の身と靈とを傷る、飲料を賣ることを全廢せざる可らず。此くて神の御助に由り、重ねて今日迄の如き惡事を爲すと決心し、實際力の及ぶ限り之を改むる者にあらずば、決して眞に悔改めたる者と謂ふ可らず。

五、真正の悔改には又告白を含む。即ち

(イ) 神の前に其罪を認め、自分が犯罪人にして、限なき神の怒にあふべき者なることを、猶豫なく懺悔せざる可らず。

(ロ) 又人の前に其罪を懺悔すべし。其周囲の人々に對し、過去の罪惡を告白せざる人は、眞に悔改めたる者と謂ふ可らず。罪人は公やけに其犯罪をなし、自然他人の惡事を獎勵したる場合も甚だ多き者

故、若し一旦其罪惡を悔改むるに於ては、此度は公然世の人に向ひ、我今日迄の非行を恥づる旨を告白するは、固より當然の務なりとす。

(ハ)又自分が迷惑をかけたる當人を訪ねて、之に懺悔をなすべし。即ち夫は妻に、妻は夫に、子は親に、僕は主人に、主人は又僕に會ひ、これまで彼是と迷惑を掛けたる事を懺悔して、其赦を求め、今は自分が神の救を求めて居ること、又は救を受けたることをば公然告白せざる可らず。

六、真正の悔改は神への服従を含む。即ち其聖旨を行はん爲め、快く身も、靈魂も、一切擧て之を神に献ぐることなり。

第三節 救はるべき信仰

一、救の第二要件は「救はるべき信仰」なり。即ち營に其罪を悔改むるのみならず、神が基督に因て之を赦し給ふと信することなり。

二、世には眞の信仰なくして漫然、唯神よりの救を求むる者あり。今左に其例を擧れば

(イ)耶穌基督は我爲め死りと信仰するも、唯此のみにては救を受くることが能はず。現に多くの人々は此信仰を懐きつゝ、公然大なる罪を犯し、反逆、冒瀆を續け居るなり。

(ロ)又神は我如き罪人を救ふの力ありと信仰するも、其のみにては未だ救を受くるに足らず。譬へば水に溺るゝ者ありて、岸邊に立てる人を眺め、彼人はよく我を助くる力ありと信仰するも、其丈けにては溺死を免れ能はざると同心。

(ハ)又神は我を救ふことを望み給ふと信仰するも、之が爲に進んで基督に來らんとはせず、却つて基督に遠かる者多くあり。即ち神はかく迄我等の救を望みて心を碎き給へば、何時にても心の向きたる

時依頼めば、直ちに救はるゝもの、如く心得、追々手後となりて、果は全く救はるゝ道なきに至るもの多し。

(二)又神は自分を救ふことを約束せりと信仰し乍ら、其約束に該當すべき條件を履行ふことなくして、生涯を終る者もあるなり。

(ホ)或は神は我を愛し給ふと信仰するも、其のみにては未だ救を受るに足らず。路加傳第十五章の放蕩息子は疑もなく、其父が己を愛することを信じたれ共、遠國に流浪して豚番と迄零落し、餓て死んとする迄其父に遠かり居りし如き例もあるなり。

(ハ)或は神が將來何時か自分を救ひ給ふべしと信仰し乍ら、矢張り罪を續くる者あり。此の如き信仰に何等の力なきは勿論、かくて徒に日を過す結果は、終に其信仰の全く無用に歸する迄遷延することあるべし。

(ト)或は其身に當はまる聖書の語を悉く信仰すれ共、尙罪惡の中に日を過し、其信仰を懷きたる儘にて地獄に墮る者もあるなり。

三、人を罪より救ふ信仰は下の如く言ものなり。曰く余は大罪人なり。地獄に墮さるべき者なれども、神は悔改と信仰を以て來るものを救す。約束し給へり。此故に余は神に來り、罪を悔改て其の權威の下に服従す。余は耶穌基督が我爲に死給ひしことを信じ、其恩恵の中に己を委ぬ。而して基督は其約束の如く、今直ちに余を受け、余を救し、余を愛し給ふことを信仰す」と。

第四節 罪の赦

一、救の第三要件は罪の赦なり。彼人は救はれたりと言は、神が彼人の罪を赦せりと云ふに他ならず。罪とは神の律法を破ること故、神は此る犯罪人を赦すとも、罰するとも、必ず相當の處分を爲し給ふ筈な

二、國の法律を破る者も亦此の如く、例へば爰に盜賊、殺人等の犯罪者あらんに、政府は之を罰するとも、赦すとも、必ず相當の處分となさざる可らず。神の政治も亦之と同じく、凡て其律法を破る者を處置し、之を赦すか、然らざれば地獄に墮し給ふものなり。

三、神は此世の人を愛し、其獨子を降して之が爲に死しめ、一定の條件に循ふて、罪の赦を求むる者を、救ふ道を備へ給へり。其條件とは即ち前に述べたる悔改と、信仰なり。人若し此二の條件に因て罪の赦を求めば、神は約束の如く基督に由て、凡ての犯せる罪を赦し給ふものなり。

第五節 更生

一、救の第四要件は更生、即ち心の變化する事なり。罪人が神の前に

己を省みる時、自ら二種の助を要することを發見すべし。

(イ) 自分は今日迄神の律法を破りたる者故、罪の赦を受ざるべからざる事。

(ロ) 又自分は悪しき習慣に支配せられ、如何ともすること能はず、餘義なく唯罪を犯す、罪惡の奴隸たるが故に、何とかして此束縛より解放たれざる可らざる事。

二、右二箇條の中、其第一の部に對しては、前に、既に、神が如何に罪を赦し給ふかを述べたり。而して第二の部、即ち罪の束縛を免かるゝ

ことに關しては、別に聖靈に因て惡の力を打碎く道を備へられたり。三、罪の赦を得たる靈魂に、神は新しき心を授け、神を愛し、罪を憎み、聖潔を喜ぶ者とならしむ。隨つて其以前は惡を行ふこと、容易にして且つ自然なりしものが、此度は善を行ふこと、容易にして且つ自

然なるに至る者なり。

第六節 神の有となる事

一、救の第五要件は神の有となり、神に支配せらるゝことなり。即ち以來其肉躰は聖靈の殿となり、神が嘗て「我彼等の中に住り、且つ歩まん。我彼等の神となり、彼等我民とならん」(哥後六〇十六)と宣ふたる如く、神の靈は其心に宿りて之を支配し、悪魔を驅逐し、悪の力を除きて之に代り、其靈魂が神に忠なる度合に應じて、之を導き、慰め、強め、保ち給ふものあり。

第七節 献身

一、救の第六要件は献身なり。即ち基督が世を救ふことを目的として生き、苦み、又死給ふたる如く、我等も之が爲に生涯を献ぐることなり。此故に救世軍の兵士は基督の弟子たらざる可らず。

二、基督の軍隊に編入せられたる兵士は、常に自ら基督の誠を守る力を得るのみならず、又他人を主に従はする力を授けらるゝものなり。

三、更生りたる人の新しき心は、斷ず「主よ我に何を爲さしめんとし給ふや」と叫び、其新主人に事へん爲に、快く服従の足を進め、又我得たると同じ救の喜を他人に頒たん爲め、泣き、苦み、若し必要ならば、死をだも甘んせしむるものなり。此故に兵士は神と同じ種類の生涯を送り、又神と同じ目的に因て働く者なり。

第貳章 救を保つ心得

第壹節 總論 ○第二節 告白 ○第三節 祈禱 ○第四節 讀書 ○第五節 交際 ○第六節 惡を拒ぐ事 ○第七節 自省 ○第八節 信仰 ○第九節 聖潔 ○第十節 他人を救ふ事

第壹節 總論

- 一、此絶大無限の價値ある救を得たる兵士は、有ゆる手段を盡して之を維持し、益々恩惠の中に進歩せんことを心がけざる可らず。
- 二、若し此る手段を用ふることを怠らば、必ず再び罪の生涯に復り、憫むべき墮落者となり、其以前よりも、はるか危険にして、他人に有害の人となるべし。
- 三、此故に神の前に活潑々地の心を保ち、又神の道に進歩せんと欲す

- る者は、必ず多少の手段を甘んじて必要の手段を盡さざるべからず。
- 四、是は兵士が最初より覺悟すべき事なり、此世にて何か有益のものを得るには、皆相應の苦勞を経ざるべからず。地位を進め、健康を保ち、智識を増すにも皆それらの勤勞あり。況んや靈魂の幸福を保ち、神の愛と智識に成長し、益々周圍の人々に有益ならん爲めには、時を得るも、時を得ざるも、之が爲に勤勞することなくして可ならんや。
- 五、今左に凡ての兵士が其靈魂の救を維持し、益々恩惠に進歩せん爲め、必要なる心得、凡そ九ヶ條を擧ぐべし。

第貳節 告白

一、救はれたる者の第一の義務は、其受けたる救を包み隠しなく大膽に告白することなり。卑怯未練にして其新に見出したる主と、其道とを恥るが如ら振舞をなすよりも、憚らず告白するは却て容易なるもの

なり。

二、告白に付ての心得は左の如し。

(イ) 戦友に對し。神が自分を救ひ給ふたる悔改の座にて、恩恵を受けたる即夜、又は其後出来る丈に速かに之が告白をなすべし。

(ロ) 家庭にて。直ちに家に歸りて其發見したる、榮ある救を家族に告ぐべし。(第六章第二節「家庭にて基督を告白する事」の條を見よ)

(ハ) 工場、商店其他己が職業を勤むる場所にて救を告白すべし。

(ニ) 世間に對し。其出席したる最初の野戦の、圍陣に於て基督を告白すべし。

(ホ) 救世軍の制服を着用し。又は徽章其他何等かの記號を帯び、出會す人々をして自分が基督を發見し、其軍隊に列り、永遠の爲め、又世の救の爲に生る者たることを知らしめよ。(第九章第十一節「制服」の條を見よ)

條を見よ)

第三節 祈禱

一、救世軍人として其身分を保ち、又益々進歩せんことを欲する兵士は、祈禱せざる可らず。

二、身軀は之を支ふる爲に、日毎適當の食物を、充分に供給するの必要あり。若し之を怠れば體て死する如く、靈魂に於ても然り。今日多くの人々が、生命と精神に欠乏を感ずる所以は、其靈魂を養ふことを怠るが故なり。

三、靈魂を支ふる者は神御自身なり。唯神のみ靈魂の成長の維持に満足に必要なる、生命と、光明と、力を與へ得べし。これは耶穌基督が、「我は天より降りし生命のパンなり。若し人の子の肉を食はず、其血を飲まざれば爾曹は生命なし」と宣へる所以にして、即ち基督は天を

を我等に現はすのみならず、亦神が人の靈魂の需用を究しめ給ふ天啓の道たることを言へるものなり。

四、我等は救を受けたる當座のみならず、爾來毎日、神を信じ、神を念じ、神と交通することば由り、神を我心に宿し奉るべきものなり。

五、而して此等の事は皆唯祈禱に由て成就することを得べし。祈禱は神と人とを繋ぐ電線なり、神の感應は唯祈禱に因て之を靈魂に受ることを得。此故に其靈魂を養はれんことを願ふ兵士は、祈禱せざるべからず。

○單獨の祈禱

六、洞の道より考へ見ゆ、單獨の祈禱は救を保つ上に益多し、奉るに對必要のものなり。此點に於て救世軍兵士は、古來多くの聖徒と其經驗を同くす。

七、單獨の祈禱をして最も益あらしめんには、左の數ヶ條に注意すべし。

(一) 毎日朝夕、及其他都合のつく限り、制限を定めて祈禱すべし。

(二) 亦祈禱に費すべき時を定め、例へば三十分、又は十五分間は、必ず之を主の前に用ふるをとし、非常の事變にてもあらざる限り決して妨害せられざる様注意すべし。

(三) 或は毎日、異りたる題目に就て祈ることを便とする者あり。即ち今日軍隊の此方面に就て祈禱すれば、明日は彼方面に就てし、昨日は家族、知人、誰彼の爲に祈れば、今日は何某の爲に祈ると云ふ如く、部を分けて祈禱するは宜しきことあり。

(四) 單獨の祈禱に大切なるは、熟考しつゝ祈ることなり。唯不注意に思い出したる儘を祈り、又は口から出任せのこゝろを願ふは益少し。

他の場合と同じく神の前に出たる時には、取分け其精神を集中し、注意を凝らし、敬虔の心より、其願ふ所を神に告ぐるべからず。
 (ホ) 神に近く時は、神が現に其場に在ますことを記憶する様勉むべし。即ち其心の中に「神は茲に在して、今我語る所を聴取り給ふ。余は神に言ふ者なり」と思はざる可らず。信仰は神を近くは呼び寄するものあり。

○家庭の祈禱

八、一家の主人が、救世軍兵士となりたる場合にわらずば、定つて家族の祈禱會を催ふし難き事情あるべしと雖も、都合のつく限りは誰も之を營むを可とす。是は軍營にての集會と同じく、元氣好く、又有益ならんことを勉め、祈禱、讀經、唱歌等は、出席者をして精々之を分擔せしむべし。

九、毎日十二時卅分に當り、救世軍兵士は神に近づき、全世界の救世軍の爲め、其祝福を祈るべし。
 十、食後二分間を祈禱に用ひ、神の恩恵を感謝すると共に、遍ねる世界に、生命のパンの普及せんことを祈るべし。
 十一、救世軍兵士は又斷す「心の祈」を献ぐる習慣を養ふべし。心の祈とは日常の事務及び困難の間より祝福を求め、新元氣を興へられん爲に、斷す心を神に輸すことなり。
 十二、祈禱には感謝を混ふべし。即ち曾に一層の祝福を祈求するのみならず、亦斷す受けたる恩恵を感謝せざる可らず。
 十三、兵士は凡て思慮なき、不敬虔の祈禱を戒めざる可らず。例へば人々談話中、其對手が未だ救はれざるか、又は特に神の恩恵を要する故、眞實を込て之が爲に祈禱すると云にもあらず、漫然唯「主が貴君

を教へ給はんことを「唱ふる如きは、戒むべきの事なり。」(第九卷第十
六節)斯る事上の條を見よ。

第四節 讀書

- 一、其靈魂を恩寵の中に維持し、進歩せしむるには讀書に注意せざる可らず。
- 二、讀書は救世軍兵士に取て、其神を愛し、聖く、幸福なる生涯を送る亦最も多く靈魂を救ふ助となる範圍に於てのみ有益のものなり。凡て此目的に該當せざる讀書は之を避くべし。
- 三、隨つて唯娛樂を目的として著述せられたる書物は、大概之を讀むべからず。尤も過度の勞働に因て疲勞したる心身を休むる爲め、之を讀む如きは例外なるべし。
- 四、大抵の小説、物語本、取分け宗教的と號する此類の書物、其他不

信仰、不潔、世俗的の出版物は之を讀むべからず。世に若し好んで毒藥を服する者あらば、其人は愚人たるが如く、好んで靈魂に毒藥を仰ぐ者は、亦必ず愚人たらざる可らず。人は火を懐に抱きて其衣を焚かざらんや。

- 五、又様々な益なき雜談に耳を傾くべからず。
- 六、救世軍兵士は左に掲ぐる如き讀物は因て、益を受くることを得べし。

- (イ) 聖誓の是は毎日、定時、考へ、又祈りつゝ讀むべきものなり。祈念を凝しつゝ、聖誓の數節を讀み、且、或句を記憶することを勉め、又斷其妙なる教訓を熟考、玩味するが如きは最も大切のことなり。
- (ロ) 兵士は開聲を讀むべし。
- (ハ) 其他救世軍の出版物は、安心して、利益を得つゝ之を讀むこと

を得べし。

(二) 若し尙廣く讀書せんと欲せば、聖くして有用なる人物の傳記は、最も利益を與ふるものなり。

(ホ) 歴史、旅行記、地理、其他工藝、科學の書、我商業、職業を助け、及び軍隊を、周圍の人々を益する、實力を養ふ書物は、之を讀むことを得べし。

(ハ) 新聞は神が何を今の世に爲し、又人が何を爲すことを、許して居り給ふかを知る爲め、之を見るを得べしと雖、充分注意せざれば、其身を陷す筈となることあり。

七、兵士は充分讀書のことに注意し、殊に凡て思想を感奮せよ。宗敎上辨難攻撃の書類を戒むべし。

第五節 交際

其靈魂上、戦争上に昌榮を欲ふ救世軍兵士は、善き朋友を擇んで之と交際せざる可らず。

一、男女共、人は皆必ず交る友の品行に感化せらるゝものなり。殊に最も多く交際し、最も深く敬服する人の風は、其然ることを欲すると否に論なく、偉大なる感化を兵士の身に及ぼすものなり。

二、世俗的にして不信仰ある悪友と交る者は、其悪風に染むことを免るゝ能はざれ共、献身的にして神々しき人物の團躰は、凡て仲間に入ら来る者の上は、大なる善感化を及ぼすものなり。

三、救世軍兵士は罪ある世俗的人々と偕に、所謂娛樂、遊山を共にする時間と、趣味を有せず、却つて之に由て其善良なる感化を損し、誣言を妨げられ、やがて墮落の端緒となることを感ずべし。

四、兵士は救の戦争の中に、真正の喜と幸福の泉を發見すべし。罪を

猶して神の怒を積み、甲を滅口に近き世の人に対して、救世軍人が
 毒すべし第一の務は、之を娛樂を共にあることにはならず、之をして神
 と和さし、其救を受け、罪を罰より救はれ、刻々身に迫り来る危険を免
 れしむることなり。
 五、此の如く救世軍人は我靈魂を重んじ、又周囲の人に及ぼす感化を
 重んずるが故に、左の如き場合の外は、救を受けざる人々と交際すべ
 からず。
 (イ) 其大々の靈魂を救ふ爲め、
 (ロ) 其人々の身軀上の利益を圖る爲め、
 (ハ) 平生の職業、其他の關係上交渉を要する場合、
 其他は之を離れざる可らず。
 六、然れば新に救世軍兵士ならざるを願ひ、又は兵士の生涯を繼續

せんを欲する者は、凡て遊樂の場所に立合ひ、或は其役割の一部分を
 勤む可からず。
 七、兵士は又演劇、料理店、興行物、曖昧屋、富蘭の類に遠からざる
 可らざる。仮令基督信者の催に係るものと雖も、其實世の罪人と混じり利
 益又は娛樂を目的に營ひ、凡ての會合に近くべからず。
 八、兵士は無論救世軍人を友とし、殊に其會ふ人々の中より、献身的
 にして、篤信なる人物を擇み、之と交際せざるべからず。
 九、軍隊以外の人と交るには、名許の基督信者を戒め、殊に聖別せら
 れたりと稱しなから、其心は俗に染み、服装、生活に於て流行を追ひ、
 現在身邊に滅び行く多くの人々を見ながら、無頓着に過す如き人物に
 油斷すべからず。此等は最も危険なる人物なりとす。
 十、救世軍兵士は都台のつく限り、早天祈禱會、聖潔會、兵士會など

殊に無節の集會に出席すべし。通常此の如き集會には、最も献身的の軍人が集ること故、自ら此等の人々と交り、益を得ること多きものなり。

第六節 悪を拒ぐ事

一、教を保たんと欲する者は、断然悪を拒絶するの覺悟なかる可らず。救世軍兵士は四面に敵を受くる者なり、此故に戦ふて其道を開かざる可らず。潮流に逆みて往く者なり、此故に命がけにて泳ぎ渉ることを要す。

二、兵士は先づ其己と戦はざる可らず。即ち以前に嘗て己が主人たり、凡ての悪習慣と戦争せざる可らず。例は放蕩の行ありし者は、再び汚れたる慾に陥らざる様、酒を嗜みたる者は重ねて盃を手にはせざる様、嗜好の人は再び饒舌を弄せぬ様、其悪習慣と戦はざるべからず。

三、兵士は又其肉體の欲望を戒め、之が度を過して安逸に耽り、虚飾を愛し、飲食の慾を擅にする等のことなき様、注意せざるべからず。兵士はパウロと共に「他の人を教へて自ら棄てられざらん爲め、己の體を壓て之を服せしむ」る覺悟を要す。即ち劣しき肉慾を制して、之を高尙なる精神の僕となさる可らず。

四、次に又世と云ふものあり。兵士が斷言神に事へ、聖潔を保ち、愛の生涯を送らんとするに反對す。世の流行、娛樂、嬉戲、貪婪、肉慾は、皆潔き心と、兵士の献身に反對し、義しき神に逆らふ者故、兵士は此世と戦はざる可らず。

五、今一つの敵は悪魔なり。是は吼る獅子の如く、経廻りて兵士の救を傷け、其靈魂を吞滅ぼすことを勉むる者故、兵士は悪魔と戦はざる可らず。

夫、此る多くの反對、誘惑と戦ふて之を禦ぎ、之に勝つゝ進むには、左の條件を心得ざるべからず。

一、先づ此等の敵の實在することを、及び其容易ならぬ敵手たることを、信用すべし。尙、此しさの敵は恐るゝに足らず」と言ふこと、抑も失敗の原因なれ。古來多くの大將は、敵を侮りたるが爲に敗軍したるに成らずや。

四、兵士は又海斷なく心を配り、何時も其敵が甚だ遠ざかることを記憶すべし。通常、道に迷ふ者は不注意の時に迷ひ、幸福安全なりと心を許す日に、意外に敵の乘する所となるものなり。

五、兵士は悪を初對面の時に撃つ可し。聊かの悪事なりとも之を許すこと勿れ。己を惡に導くものは、如何に少なき我儘なりとも容赦すべからず。ロトの妻は唯一目、住みなれし罪の徳を顧りたる許り

は、此の柱となりたることを憶ふべし。

一、危険の地に遠かれ。何か特別の必要に迫られ、又は人を救ふ爲に行ふ如き場合の他は、酒より救はれたる兵士は、再び酒屋に入る可らざる。放蕩より救はれたる兵士は、重ねて遊蕩に近くこと勿れ、又

總じて演劇、寄席、料理店、待合の類に遠かるべし。殊に或人には安全にして、他人には懸しき禍の源となる事もあれば、餘々注意して一切の危険に近付かず、己が陥り易き弱點を辨へて之を戒心すべし。

六、兵士は又凡そ疑はむき行爲を慎みて、靈魂の敵と戦はざる可らず。あなから悪とは走まらざる迄も、苟も善にあらざる事は、悉く戒むべし。

七、兵士は速に其良心の聲に従ふべし。敵と戦争すべし。明かに惡を

認めらるゝ事、又は悪に近き事を、推諉して行ふ勿れ。些かばても、悪に傾くと覺ゆる時は、直ちに踏留らざる可らず。

(ト)進んで敵を撃つ可し。専ら防禦の方針を取る者は、終に敗軍に至るものなり。此故に兵士は神の方に頼り、進んで人を罪より救ふ爲に戦はざる可らず。他を救ふ爲に戦争する者は、容易に自らを守ることを得べし。

(チ)信仰を以て戦ひ、勝利を信じて戦争すべし。凡ての成効は、個令其獨力にて達せらるゝが如く見る場合と雖も、實際は唯神に依頼し信仰の度合に準じて、之を得らるべきものなり。

(リ)又神が己を助け、雷に罪惡に染ぬのみならず、何時も基督の爲に勇敢にして、周圍の人々には勇壯なる模範を示させ給ふことを、信任しつゝ戦争すべし。

第七節 自省

一、總て人間の爲す業は時々之を點檢することを要す。若し然らずば、如何にして其誤謬を防ぎ、過失を匡すことを得んや。

二、救世軍兵士は少くとも毎週一回、充分注意して其靈魂上の容態及び其週中の行爲を點檢せざる可らず。此場合には左の如き問題に付て自問自答すべし。

(イ)余は習慣上、何か罪と知る所の事を行ふては居らざるか。余は思想、言語、行爲の上に、惡と心付たることを許しては居らざるか。

(ロ)余は心に疚しき所なき様、我肉慾を制し居るか。何か我聖潔と、智慧と、服従と、有用を害する如き、放逸を許しては居らざるか。

(ハ)余の思想、感情は、之を神と天使の前に、公にせられて恥る所なきか。

(三)余は世俗の感化を受けて、何か基督の心に適はぬことを言ひ、又行ふては居らざるか。

(ホ)余は一朝の怒に任せて何事を行ひ、感じ、言ひ、後に至りて、是は平生、自分が周囲の人々に對して有つべき、愛心に戻ることを發見するが如きことなきか。

(ヘ)余は罪人を救主に導く爲め、我全力を盡し居るか。果して罪人の危険を感じ、其爲に祈り、力を盡し、譬へば同母兄弟に對する如くあるや、否や。

(ト)余は悔改の座に於て、又は献身の祈の時に、神に誓ひたる約束を實行しつゝありや。

(チ)余の躬行は其告白と釣合ふて居るか如何。

(リ)余は様子の上に、何か傲慢、不遜の風を現はす事なきか。

(ヌ)余は世の流行、風俗等に染みては居らざるか。果して此等のものを賤むことを表はし居るか。

(ル)余は世の名利を慕ひ、之に誘はれ居る恐れはなきか。

(オ)其他此種類の問題を我身に問ひ試み、果して軍律に示す如く、救世軍兵士の凡ての義務を盡す生涯を送れるか、否やを自省すべし。

第八節 信仰

一、兵士は其凡ての義務を盡し、他人を救ふ爲に働き、又世の様々の出来事に處する間に、斷ず確乎不拔の信仰を保つ習慣を養ふ爲め、大に力を盡さざる可らず。

二、聖書は救世軍人が信仰に因てのみ、活き得べきことを教ふ。即ち兵士は唯信仰の主義を實踐することに因て、生命を得、又能く之を保つことを得るものなり。

三、人若し其見る所、感ずる所に頼らば、直ちに救を取失ふべきは、多くの實例が保證する所なりとす。

(イ) 其理由は兵士が若し、其周囲の人々と共に、唯世に眼を注ぐに於ては、神もなく、基督もなく、罪も悪からず、聖潔も益なきが如く、隨て天國もなく、地獄もなく、かゝることを信仰して世を渡る者は愚人の如く見るものにて。

(ロ) 肉慾も亦屢々之と同様のことを語り。

(ハ) 悪魔は固より、何時にても、右の如き不信仰の語を囁くが故なり。

四、此故に斷ず神に従ひ、人の靈魂の爲に献身せんと欲する兵士は、(此てこそ信仰の甲斐はあるなれ)總て世の人の意見、行爲に眼を閉ぢ、信仰に因て歩まざるべからず。

五、信仰は度重なるに連て、追々容易くなるものなり。即ち今日困難の矢面に立て信仰を保つ者は、其結果明日は更に信仰の容易なることを發見すべし。

六、信仰なくば、人間の生涯は連続したる一箇の謎なり。然れ共信仰のある所には、萬事皆明快なり。

七、信仰に因て兵士は、己と、迫害する世と、吼る獅子、又永遠の詐欺師なる悪魔に、勝ち得て餘りあり。

八、信仰のある所には、平和と、純潔と、能力とあり。

九、信仰は神の親臨と、恩寵、天國に入り得べき擔保、及び生と、死と、永遠に渉る勝利を得せしむるものなり。

第九節 聖潔

一、救世軍兵士が若し健全、強固なる救を保たんとすれば、必ず聖潔

を受けて之を維持せざる可かず。

二、過去に於ても、現在に於ても、救世軍中に最も成効ある、最良の士官、兵士は、皆基督が現世にて、其民を總ての罪より救ひ得るてふ、榮ある眞理を、最も堅く信じ、最も慥かに經驗し、最も明かに告白し、又斷ず他人に勸むる者なり。

三、此故に兵士は速かに聖潔の恵を尋ね求むべし。而して其爲に救世軍の出版物を讀み、又聖潔會に出席せば、大なる過失に陥ることを免るべし。

四、聖潔とは其靈魂が全く罪より離れ、以來唯神の聖旨と、其奉事の爲めに、一切を献ぐることなり。

聖潔を受けるに四箇の條件あり。

(イ) 聖潔の受らるべき事、及び之を受ける必要を確認むる事。

(ロ) 聖潔を受ける妨害となるを覺ゆる、凡ての惡事と、疑はしき事を中止して、之を放棄すること。

(ハ) 我及び我一切の所有を、現在、慥かに神に献げ、神の榮と世の救の爲め、潔めて用ひられんことを祈る事。

(ニ) 神が即刻、其場にて、聖書にある、聖潔の約束を、成し給ふと信仰する事。

五、尙此成聖に關する一切の問題は、大將ブース著「聖き生涯」と云ふ小冊子に、最も簡明に説明してあり。

第十節 他人を救ふ事

唯他人を救ふ爲に生涯を献げてのみ、救世軍兵士は其救を維持することを得べし。

一、眞の宗教の本領は愛なり。神は愛なり、而して基督の靈なき者は、

基督に屬する者なるが故に、靈魂上の能力は、唯此愛の靈を、充分宿すことに因て之を有するを得べきものなり。

二、救世軍兵士は何事にも、何時も、何處にも、愛の主義に因て、活動すること心かげざる可らず。

三、前に述べたる如く眞の宗教の本領は愛なり。此故に兵士は愛に因て、其一切の思想、感情、行爲を治められ、感化せられ、統べらるゝことを要す。一言に云へば兵士は其公私の生涯を、悉皆愛に因て支配せらるべきものなり。

四、愛とは慈仁の謂なり、即ち凡て我關係する人々の福祉を欲ひ、之を熱望して、其爲に働くことなり。

五、凡て宗教上の働きは愛に因て行ひ、他を益せんとすの熱望に因て營まらるべきものなり。然るを若し他人の眞の益を求むる心より動かす。

此心を以て始め、此心を以て繼續せざるものあらば、それは虚偽にして基督の心に合はざるものなり。

六、此は管に兵士の動機に就てのみならず、亦其實際の生活にも當徴るべきことなり。兵士が日常の行爲、宗教上の勤勞は凡て皆、其他人を教化せんと欲する、愛の心と伴はざるべからず。

七、愛の焰の燃ること低き者は其靈魂も亦弱く、愛の火の熄ふる所に靈魂の生命も亦盡く。

八、愛の焰を維持する法は、之を使用するにあり。他人の靈魂を救ふ爲に戦ふ者のみ、よく光明と、能力を保つことを得べし。

九、此故に兵士は我日常の生活、宗教上の勤勞が、果して神の榮と、周圍の人を益せんとすの、熱望に因るや、否や。將又我言語、行爲が果して此熱望と伴ふて戻らざるや、否やを吟味せざる可らず。

此心を以て始め、此心を以て繼續せざるものあらば、それは虚偽にして基督の心に合はざるものなり。

六、此は管に兵士の動機に就てのみならず、亦其實際の生活にも當徴るべきことなり。兵士が日常の行爲、宗教上の勤勞は凡て皆、其他人を教化せんと欲する、愛の心と伴はざるべからず。

七、愛の焰の燃ること低き者は其靈魂も亦弱く、愛の火の熄ふる所に靈魂の生命も亦盡く。

八、愛の焰を維持する法は、之を使用するにあり。他人の靈魂を救ふ爲に戦ふ者のみ、よく光明と、能力を保つことを得べし。

第三章 品行

第壹節總論 ○ 第二節眞實 ○ 第三節律義 ○ 第四節身だしなみ ○ 第五節世に倣はぬ事 ○ 第六節男女間の謹慎 ○ 第七節無私 ○ 第八節柔和 ○ 第九節人を赦す事 ○ 第十節謙遜 ○ 第十一節堪忍 ○ 第十二節勉強 ○ 第十三節辛抱

第壹節 總論

一、眞の宗教は心を尽して神を愛し、又己の如く隣人を愛するに因て成立ものなり。而して此は、兵士が日毎、喜に満る聖き生涯を送ることに因り、又凡てを献げて神の榮を揚げ、人の幸福を進むる爲に、尽力することに因て、實地に証明せらるべきものなり。

二、此の如く、以前に變る行狀が、外部に現はるることなくば、周圍

の人々をして、其靈魂の更生を認めしむること難し。

三、兵士が若し人々の前に立て「余は惡魔の支配を免れ、惡き習慣より救はれたる者なり。耶穌基督は今來りて我心に住み、我を助けて善事を行はしめ給ふ」と証言せんに、人々は答へて「然らば其實證を汝が日毎の行狀に於て示せ」と云ひ、而して若し之を見出すこと能はずば、其兵士を思過れる者、又は虚言者なりと斷定すべし。

四、此故に兵士が、其証言の眞實にして、救の確實なることを証明するの法は、唯純潔正直の行狀を示すにあり。而して取分け左の如き品行を養成すること、最も肝要なりとす。

第二節 眞實

一、眞實とは物事の間違なき理解を云ひ、眞實を語るとは、又其言語の動作に因て、他人に間違なき理解を與ふることを云ふ。

二、虚偽は大なる悪事にして、神に憎まれ、他人に害を興ふるものなり。是は人と人との間の信用を破り、随て兄弟の愛を害す。虚偽は現世にて人に悲痛を興へ、來世にては地獄の火に陥らしむるものなり。即ち「凡て謊を言ものは、火と硫黄の燃る池にて其報を受くべし」(歌廿一〇八)とあるが如し。

三、虚偽は眞實の正反對なり。若し人其言語、行爲に因り、己不眞實なりと知る所の事を、眞實と思はしむる様、他人に仕向くることあらば、是は固より虚偽なり。

四、人は物敷を言ずして、他人を欺くことを得べし。何となれば虚偽は言語の上にあらずして、寧ろ其他人に興ふる、不眞實なる意味に存すればなり。若し人沈黙の中に人を欺くことあらば、其虚偽たる點に於ては、他の多辨を費したる者と異なることなし。

五、眞正の救世軍人は眞實の人なり。即ち其家庭と、職業と、軍人の間に於けるを問はず、公私共常に其言ふ所を信用するを得べく、虚言、不眞實の如きことは、毫も之なき人物たらざる可らず。

六、何人も、時としては虚言に因て、金錢、名譽を得らるゝ如く見る場合に、遭遇することあり。然れ共眞の兵士は此の如き試験に打勝ち、寧ろ死すとも他人を欺かざらんことを願ふ者なり。凡て兵士は其職業、利益、家族、軍隊の爲など、何等の名義を以て誘はるゝことあるも、決して虚言、不眞實を語る可らず。

七、善き兵士は凡て己が立たる約束、誓言の神聖を感じ、一旦取結びたる上は、精々心に留めて、之を履行すべし。

第三節 律義

一、茲に律義とは専ら行爲の眞實なるを云ふ。言語の上の虚偽あり、

行爲の上の虚偽あり、救世軍兵士は不眞實の言語を語る可らざる如く、亦苟も不眞實の行爲をなす可らず。

二、兵士は力の及ぶ限り其借財を拂ふべし。假令救はるゝ以前、飲酒其他の悪事の爲に作たる借財と雖も、出来る丈之を辨償すべし。

三、兵士は充分支拂ひ得る見込なくして借財を作る可らず。信用に因て物品の仕入をなすも亦之と同じ。若し約束の期限に支拂をなす心な

くば、殆んど其物品を盗むに同じ。唯盗む者は最初より更に代償を支拂ふ心なくして之を奪ひ、仕入るゝ者は多分代償を拂ひ得ざる可しと心得ながら、之を手に入れたるの相違あるのみ。

四、成るべくは、一切借財を作らざるを可とす。借財は百中の九十九迄悪しきものなり。兵士は代償を拂はずして何物かを手に入るゝより、寧ろ其物品を有すして日を送る方、遙かに幸福なるべし。

五、兵士は商業上に於て人を欺く可らず。即ち物品を實際以上の價値あるやう信せしめて、賣捌くが如きは、自分の爲にも、亦主人の爲にも、決して之を爲すべからず。

六、世には不眞實の事を行ひ乍ら、此は「當世の風習なり」とか、「誰も爲す事なり」とか、「生活の爲め」、「利益の爲め」、「家族を支ふる爲め」、若くは「得たる金にて善を爲す見込」等と、辨解を試むる者あり。然れ共此等は皆惡魔より出る口實なるが故に、救世軍兵士は一切之に與すべからず。

第四節 身だしなみ

一、救世軍兵士は世の人が自分に注目し、其外部に現はれたる行狀を見て、我信仰の實際、眞價を審判するは勿論、更に救世軍全躰に關する意見をも、定むることあるを記憶すべし。世の人は屢々一兵士を見

て、全軍皆此の如しと判断することあるものなり。
 二、兵士は又、他の兵士が己に注目することを記憶すべし。而して人は常に其同輩に化せらるゝこと、最も多きもの故、自分の一舉、一動は、直ちに他の兵士の品行を形造ることあるを忘る可らず。
 三、兵士は極めて些細なる言行に於ても、他人に最も善き感動を與ふることを勉めざるべからず。殊に未だ救を受けざる人々の立合ふ場合には、此心がけを要す。

四、此の如きは、よく救はれたる兵士に取て、最も自然の事なり。即ち其神と人とに對する義務を、實際に成遂げんとする志に合ふ者と謂ふべし。人生は莊重の事なり、而して此心は自ら現はれて外部の身たしなみとなるものなり。

五、窃笑、笑、たわは話、駄じやれ、兒供らしき嬉戯を戒め、着實なる

品性を養はんことを勉むべし。兵士は其一舉手、一投足、必ず「我は是王の王たる神の軍人なり」と、宣言するの心がけあるべし。

六、兵士は如何なる嬉戯、快樂、談話と雖も、之を止めて直ちに、憚らず神に祈り得る類のものにあらずば、一切關係す可らず。若し然らずば、如何にして、彼の「常に喜ぶ可し、斷す祈る可し、凡ての事感謝すべし」(撒前五〇十六至十八)と云ふ命令を、守ることを得んや。

七、兵士は人生の常なきを記憶し、造次にも、世の神を知らざる人々をして、罪の悪なること、猶豫狐疑の危険なること、聖潔の慕しきこと、神の慥かに在し給ふこと等を悟らしむる様、身を以て證すること、を勉めざる可らず。

第五節 世に倣はぬ事

一、茲に世と云ふは、神に逆ひ、隨て罪の中に生る、不信仰の人々を

云ふなり。

二、救世軍兵士は、世の流行、放逸、富貴、快樂を見限りて之と離れざる可らず。しかも義務的に之をなすにあらず、眞正の快樂を此の如きものの中に見出す能はざるが故に、之を離るべきものなり。

三、此故に兵士は（イ）世の快樂、嬉戯、（ロ）其流行、（ハ）又其交友を離れざる可らず。

第六節 男女間の謹慎

一、救世軍兵士は凡て不自然にして、不法なる、男女の情慾より救はれざる可らず。

二、之は公私を問はず、凡て兵士の思想、感情、行爲に當欲るべきものなり。

三、兵士は神の嫌ひ給ふ如き秘密なる思想、感情を許す可らず。即ち

耶穌基督の宗教が要求する、清き心と、生活に相應しからぬ思想、感情を抱くこと勿れ。兵士の身軀は是れ聖靈の殿なるが故に、一切之を汚す可らず。

四、兵士は此等のことに付、殊に其初を慎まざる可らず。最初些細なる不謹慎を許すことは、やがて猛烈なる煩惱、慾情の奴となり、之が爲に身を誤り、精神を苦しめ、果は其靈魂を限なきの滅亡に墮す本となることあり。

五、此謹慎の事は殊に談話の上に適用すべし。其談敵の男子たると、女子たるとに關せず、決して怪しき意味を含む言語を用ふ可らず。又不潔なる思想、想像を寓する動作、隱語の類を戒むべし。

六、兵士は異性の人に對し、狎々し氣に手を觸る可らず。

七、兵士は凡て淫猥なる思想、慾望を誘ふ、友人、書籍、圖畫を近く

可らず。雷に不潔なる圖書を見向かざるのみならず、若し爲し得べくば之を破棄す可し。

第七節 無私

一、己の益を求むるの餘り、他人の利得を害する心と思を利己と云ふ。無私とは利己の反對なり。

二、眞の救世軍兵士の品性は、無私の心の發現ならざる可らず。凡て兵士は其公にありと、私にありと、家庭と、社會と、軍務の時とを問はず、常に己が安樂、名譽を後にし、戦友及び隣人の利益を求めざる可らず。

第八節 柔和

一、兵士は親切の心を有し、愛を以て其遇ふ程の人々を待ざる可らず。

二、兵士は(イ)其家族に對し(ロ)同業者、友人に對し(ハ)軍人に對し

(ニ)殊に弱く助なき者に對し(ホ)及び動物に對して其柔和き心を表はさざる可らず。

三、救世軍兵士は殘酷なること能はず。人を愛して之を其種々なる禍より、救はんことを願ふべき者なり。動物を待つにも亦此の如く、漫りに不必要の苦痛を與へざるは勿論、機會の許す限は、之を其艱苦より救はん爲め、喜んで盡力すべき者なり。

四、救世軍兵士は愛心を有せざる可らず。愛は他の諸徳と同じく用ふるに因て増し、實行するに因て成長するものなり。不親切も亦此の如く、之を數ばすれば、其心終に頑石の如くなるに至る。柔和、親切の諸徳も亦同じ道理のもの故、兵士は注意して、憤怒、薄情、殘酷、不親切、素氣なき物言、及び罵詈雑言の類を慎み、斷ず柔和と愛を養はざる可らず。

五、兵士は何時にても突進んで、軍の先驅をなす覺悟あると共に、己一箇の安樂にかけては、常に退いて最も不利益の地位に立つことを甘んせざる可らず。

六、「自分は何うなつても、働かさへ擧るならば」とは、是兵士の言語、行爲を一貫する精神ならざる可らず。

第九節 人を救す事

一、救世軍兵士が、神と其民とを嫌ふ男女に取巻れ、大膽に基督の爲に立に於ては、必ず害を被るもの也。世の人は救世軍人が暴を以て暴に報ひざるに乘じ、之を欺き、傷け、盗み、鞭ち、種々の方法に因て害することあるものなり。

二、未だ救を受けざる人々に於ては、此る損害を受ける時、怨恨、憎悪の情に驅られ、直ちに復讐するを常とすれ共、救世軍兵士は惡に報ゆ

るに善を以てし、更に復讐の意志、行爲なく、之に因て其新しき性質を有することを証明すべきものなり。

三、時としては人の罪を赦し、敵の爲に祈ること甚だ困難に覺えらるる場合あり。然り乍ら兵士は是非共之を厲行せざる可らず。此徳は亦他の性質同様、實行に因て發達する者なり。

四、人を救す事は各兵士が、其平和、幸福を保つ唯一筋の道なり。

五、兵士が人を救す精神は、其周圍の人々に對し、最も大なる祝福を與ふ。兵士は其敵を愛する行に因り、己が救の眞實なるを知らしめ、人を基督に導き得ること其例多し。

第十節 謙遜

一、謙遜とは自己の眞價を知ることと云ふ。即ち我は神の恩恵を離るる時、憐むべき一罪人に過すと、明かに胸中に記憶するの謂なり。

二、傲慢なる兵士は、假令何れ程罪人の救に盡力するも、却て其人々の心を頑固にし、果は兵士の傲慢を厭ふ餘りに、其宗教を迄も嫌はしむることなきに非ず。

三、兵士の傲慢は、軍人間の同情、協力を遮り、又神が其兵士を用ひて、爲さしめんとし給ふ善事を、目に見へて妨害するものなり。故に曰ふ「神は高ぶる者を禦ぎて、謙遜る者に恩恵を興ふ」と。

四、之に反して謙遜の人は、他人に愛せられ、其救を嘆美せられ、凡て其爲す働きの上に、聖靈の恩化を受ける者なり。

第十一節 堪忍

一、堪忍とは短氣を起さず、性急に陥らず、よく困難を堪へ忍ぶことを云ふ。

二、堪忍は最も貴ぶべき徳にして、救世軍兵士一箇一箇が重んずべき

者なり。是は(イ)兵士の安心(ロ)有用(ハ)天賦の力量を用ふる上(ニ)

又根氣よく働き、他人の模範となる上に、助けとなる者なり。

三、堪忍の徳を有する人多からず。之に反して短氣は世の決意、思慮、同情あり、成效を見ずしては安んずる能はず、戦争の進歩と、靈魂の救を目撃せずしては、休する能はざる人々の、殊に陥り易き誘惑なりとす。

四、兼て短氣に陥り易き救世軍兵士は、其家庭と、社會と、軍營に於るを問す、常に心の中に之が注意を怠る可らず。而して堪忍も亦他の諸徳と同じく、實行に因て養成し得べきことを記憶すべし。

第十二節 勉強

一、茲に勉強と云は、自分及び其關係する人々の福祉を増進せん爲め、斷ず、賢く、有益に、凡ての才能を働かす事なり。

二、人は労働する爲に造らる。時々刻々必ず何事をか勉むべき様、仕向けられてあり。此點に就て神の旨は終古渝らず。即ち使徒パウロが「人若し工を作すことを好まずば、食ふべからず」と謂へるが如し。

三、労働は兵士が靈魂の上の發達に必要なものなり。

四、如何なる身分の人も、怠惰、無職にて居るべき理由なし。富人も亦貧人と同じく、時間と機會の許す限り、精一杯、神と其聖國の利益の爲に働くべき責任あり。

五、怠惰程、世人に輕蔑せらるる者なし。之に反して骨槽みなく勉強する事は、凡ての社會に歡迎せらるる通券なり。「余は救世軍を好まざれ共、彼が正直なる勉強家たるに敬服す」とは、世の人が屢々救世軍人を評する語なり。

六、或は生來他人に優りて労働を好む者あり、此る人々に取りては、

労働は快樂にして、亦其必要の事なり。然り乍ら或人々は兎角無事安逸を喜び、何事にも成る可く面倒を避けんことを勉む。

七、兵士は勉強の習慣を養はざる可らず。其に付、左の數點を注意すべし。

- (イ) 救世軍兵士は怠慢なる可らず、若し己の爲に爲すべきことなくば、他人の爲に働け。手にて爲すべき働なくば、其頭腦を用ふべし。
- (ロ) 聖書の一節を讀み、又は或句を記憶に浮べて之を味ふべし。
- (ハ) 又如何にして他人を益すべきかと工夫し、常に心を祈禱に凝すことを得べし。

八、時間と勞力を、若し無用有害の事に用ふるに於ては、之を善良なる勉強と稱すべからず。

九、勉強は聖潔を保つに最も大なる助けなり。諺に「惡魔も惰者を

誘ふ必要を見ず、憎者は自ら己を誘ふこと云へり。

十、勉強は悲哀の時の大なる助なり。災難、死別、迫害の時にも、労働は靈魂の上に、大なる助と安慰を與ふるものなり。

十一、勤め働く救世軍兵士は、周囲の人々の好模範なり。然れ共情る者は到る所に輕蔑せらる。

第十三節 辛抱

一、世に辛抱の徳を有する人多からず。然れ共辛抱なければ百事皆徒勞に歸するものなり。救世軍の内外共に、多くの人々は、暫く聖き生涯を送り、善き戦をなせ共、只根氣を飲く爲に、臆て阻喪して戰場より落行ことを發見すべし。

二、救世軍兵士は困難を覺悟し、如何なる逆境に處するも屈せず、進み戦ふて其行路を開拓せざる可らず。兵士は戦争上に辛抱の徳を現は

し、假令失敗、頓挫の如く見ゆる場合にも、最後の全勝は、我に在ることを信じて忍耐すべし。

三、堅忍不拔の人は最後の勝利者なり。悪魔は神の軍人を戰場より逐退けて、之に打勝んことを勉む。此故に唯戦ひ続けよ、時來りて必ず勝利を得べし。

四、困難、頓挫の時に、神を信用し能はざる兵士は、其失敗すべき事必然なりとす、蓋し勝利を信ずるは戦争の精神を保つ所以の第一義なり。而して戦争なくば勝利なきが故に、戦争の精神を喪ふたる兵士は多く用をなさず、或は全く用なき者なり。

五、危険、衝突は戦争の常にして、若し之なくば其は實際の戦争にあらずと知る可し。而して我等は人類の大敵と戦を挑み、劍を取て罪惡と軍する者故、之が爲に負傷し、場合に因ては身命を擲つことあるは、

兵士の覺悟する所ならざる可らず。
 六、此故に救世軍兵士は、困難迫害に避易せざる許か、大膽に進んで言ふべし。曰く是は余が兼て待設けたる所なり。余は十字架を負ふべきことを神に約束せしが、今其十字架を與へられたれば、喜んで之を擔ふて進まざる可らず。今こそ余が眞箇の軍人たることを証明すべき好機會なれど。
 七、兵士は勤勞の報が、目に見る成效の分量に因らずして、寧ろ戦争の性質に因ることを記臆し、常に其心に獎勵を受く可し。
 八、兵士が若し、忠實に、眞面目に、戦争を續くるに於ては、假令其結果が失敗、敗北と見る場合にも、來世に於ては、他の斷ず勝利を得たる人々と同報を得べし。我等の司令官たる耶穌は、患難辛苦の矢面に立て、大膽勇猛の進軍をなす兵士を嘉し給ふ者なり。

第四章 衛生

第一節總論 ○第二節食物 ○第三節衣服 ○第四節清潔 ○第五節運動 ○第六節新鮮なる空氣 ○第七節禁酒 ○第八節禁煙

第二節 總論

一、衛生は救世軍兵士に取て甚だ大切なる事なり。人は身軀なくして現世に存在すること能はず。而して若し無病、健全、強壯の身軀を有するに於ては、何彼に付て其便宜大なりとす。
 二、衛生は身軀の愉快ならん爲のみに非らず、亦靈魂の進歩にも要用の事なり。人は不健康なるよりも健康なる方、神に信仰を置くことも容易なるものなり。

三、健康は亦有用の人たるに欠く可らざる事なり。若し兵士にして充

分の精力あり、強き精力と、壯快なる精神あるに於ては、熱心以て救靈の運動に従事し、又は之を繼續する上に、一層の便宜を有する者なり。

四、此故に兵士は神の榮と、人の救の爲め、亦根氣好く其天職を盡し得る爲に、衛生の事に注意すべし。

五、兵士は平生脱りなく此等の點に注意するを要す。少し心掛けて聞合すれば、直ちに解り得べき實地の衛生法、治療法等を等閑にする爲め、病身の人となり、又は發病の際、如何はしき治療を試みて己が壽命を縮め、愛する者の命を絶つ如きこと、世には其例甚だ多し。

六、兵士は下に掲ぐる如き箇條を、少しく心にためて守ることに由り、多くの後悔、悲嘆を免るゝことを得べし。

第二節 食物

一、食物の質は澆泊にして滋養分ある物を可とす。米麥と共に良き野菜、牛乳、卵、菓物等を用ふることを得ば、必ずしも多く肉類を用ふるに及ばず。或は全く之を用ひざるも、能く健康を保つことを得べし。

二、年中病身なる人、及び現在病氣する人の食器は、之を別になし置くこと必要なり。

三、茶は適度に用ふれば要用のものたると共に、冷水は最良の飲料なり。但し純良水にあらざれば、一度沸騰して後之を飲むことを要す。

四、凡て食器は出来る丈、質の佳きものを選んで之を用ふべし。

五、食物は品質と共に其分量に注意するを要す。世には分量さへ多く用ふれば、宜しき様思ふ者もわれど、其實大抵の人には、寧ろ之を控目にする方、健康を保ち、活潑なる働をなすに適する者なり。

六、通常一日二食にて充分なり。大人に在ては二度滋養分を取れば、

一度は手軽なもので足りぬとす。尤も成長最中の兒童に於ては、更に多くの食物を要するものなり。

七、集會前か、又は何か精神上の働きに取かゝる前には、何時も控目に飲食すべし。

八、簡易にして、適度な飲食の習慣は、靈魂の健全を保つ上にも大なる益あり。

九、飲食の慾に澹泊なるは、世人に好感化を興ふるの道なり。然れ共飽食驕奢の生活は之に反す。

第三節 衣服

一、人は衣服を着ぐる動物なりと云ことあり。如何にも其如く他の諸動物に在ては、皆天然其身軀に賦けられたる衣服あれ共、唯人は各自其身に相應しき衣服を擇んで、之を着用せざる可らず。而して多くの

人々は此點よりして大なる心得違に陥るものなり。

二、救世軍兵士は其着用する衣服が、健康及び品格に關係すること大なる所以を辨へ、充分の注意をなさざる可らず。

三、兵士は世の流行を追をとふ戒むべし。而して制服を着用するは、之が爲に最も有功の事なり。

四、兵士は衣服の上に節約を守るべし。

五、兵士は冬暖く、夏涼しからんことを勉め、殊に日本の時候の變り目時に氣をつけ、餘り早く冬着を脱す、又餘り長く夏着を着ざる心がけあるべし。

六、兵士は濡れ着物を着ざる様注意し、病身の人には取分け濡れ足にて外を歩む可らず。心がけて足袋、草履等を穿ち、外より家に歸りたる時、又は家より軍營に出席したる時には、成るべく濡れたる外套、着

物等を乾かすことを勉めよ。少しく此等のことに意を用ふれば、大にリユーマチス、痢病、肺病杯を防ぐ助となるべし。

七、頭は冷く、足は温かく、心は神の愛を以て熱することを得ば、以て多くの禍に遠かることを得べし。

第四節 清潔

一、或人は聖書に「清潔は敬虔に次ぐ」と云ふ教ありと思へり。而して實際、聖書には此語なしと雖も、其精神は即ち存す。凡て救世軍兵士は清潔を重んぜざる可らず。

二、商業、職業、其他の事情の許す限り、救世軍兵士は、其手、顔、衣服等を清潔にすべし。

三、救世軍兵士は其家庭を清潔にすべし。是は見澤山にて、奉公人なき家の主婦には、困難のことなれ共、亦精々心がけて、家の内を取片

付け、清潔にすることを勉むべし。

四、又兒女を清潔に保育すべし。幼き時より自ら躰を洗ひ、髪を梳り、衣帶を整ふることを學ばしむべし。

第五節 運動

一、充分に運動するは衛生上必要の事なり。

二、凡て機械は常に使用せざれば正確を保つこと能はず。人の身躰も亦此の如く、唯之を用ふるに由て、安全に保護することを得べし。

三、歩行、労働、其他活潑に四肢五躰を使用することは、殆んど飲食と同しく、健康及び躰力の上に大切のものなり。

第六節 新鮮なる空氣

一、垂れこめたる部屋、又は家屋に住する救世軍兵士は、毎度、戸、障子、窓杯を開き、新鮮の空氣を流通せしめざる可らず。

二、便所の掃除に注意し、其臭氣を防ぐべし。又速かに塵溜を取片付け、折々疊及び床の下を掃除すべし。

第七節 禁酒

一、アルコホル性の飲料は、今や世界何れの所にてても、人を禍するの原となり、之を言難き悲痛と、現世の零落、及び永遠の刑罰に墮す因となれり。

二、酒の害を免るゝ最も安全の法は、嚴重に禁酒することなり。全く酒杯を手にせざる者は、亦其害を受けるの恐なし。

三、アルコホル性の飲料を用ふる者は、救世軍の兵士となることを得ず、亦兵士の資格を繼續することを許さず。

第八節 禁煙

一、兵士は喫煙に伴ふ様々の害と、亦嚴重に禁煙する必要を念ふべし。

し。喫煙は(イ)健康を害し、(ロ)汚穢しき事にて、(ハ)金銭を徒費し、

(ニ)周囲の人々に不快を興へ(ホ)又自墮落、不自然の習慣にして、取所なきもの故、之を忌まざる可らず。

二、然れ共喫煙する者は、兵士たることを能はずと規定するにはあらず。

三、唯喫煙する兵士は、下士官として小隊の軍務を擔ふことを許さず。即ち軍曹、軍樂隊員、曹長、書記、會計に任せらるゝことを能はずの也。

第五章 知識の進歩

第一節總論 ○第二節讀書の法 ○第三節書法 ○第四節觀察 ○第五節記
憶及び判斷

第一節 總論

一、救世軍兵士の大目的は神の榮を揚げ、同胞の益を圖る事なり。故に凡ての兵士は、神が將來、己に命じ給ふことあるべき、凡ての至要なる事業を、精々善く成し得る様にと兼て己を鍛錬せざる可らず。

二、智識は力なり。此故に多く智識を得る兵士は、自ら多く才能をも得べき道理にて、若し常に、全く此等のものを献げ用ふるに於ては、其神の榮と、聖國の擴張の爲に働く力量の、大に加はる事疑ふ可らず。

三、救世軍兵士は智識の少きが爲に失望することなく、直ちに之を得

ん爲に勉強し初むべし。機會を失はず勉強する者は、能く成效に至ることを得べし。

四、智識の進歩を求むる者は、左に掲ぐる數ヶ條の、簡易なる規則を守り可し。

- (イ) 其爲に勞苦を甘んせざる可らず。
- (ロ) 毎日、何事をか學ばんことを勉むべし。
- (ハ) 急激の進歩なきが爲に、失望すべからず。
- (ニ) 一度に餘り多くを求むべからず。
- (ホ) 機會さへあらば、心がけて物の本など讀むべし。

第二節 讀書の法

一、利益ある讀書の法は、讀む書物より何事をか學ぶ心がけにて、其中にある思想、事實等を記憶するにあり。若し然らずば切角の讀書も

其人を賢からしむること能はず。

- 二、此軍律を讀みて其靈魂に善感化を受け、神と靈魂を愛する心を増し、尙其他種々の利益を得る者と雖も、若し其讀たる所を記憶することなくば、智識の方面に於ては、更に得る所なしと謂ざる可らず。
- 三、此故に例へば鬨聲に現はれたる一文章を讀むにも、注意して之を讀み、又之を記憶して後に、始めて其利益を受べきものなり。
- 四、智識を蓄ふるは猶金を貯ふるが如し。若し人あり、其都度五錢の金を儲けて、積んで壹圓に至る迄、之を底なき財布に納むるも、暮に至りて財布は依然、空虚なることを發見すべし。之に反して若し同じ金額を、締めある財布の中に納むるに於ては、一日の終に慥かに壹圓の金を得べし。
- 五、之と同じく鬨聲を讀んで、假令壹圓の利益を發見するも、若し隨

- つて其讀む所を忘るゝに於ては、終日何の得る所あらず。然れ共注意して其讀む所を記憶する者は、永く之を己の有となすことを得べし。
- 六、讀書に由て益を得んと欲する者は、其讀たる所を熟考せざる可らず。書を讀むは物を食ふが如く、考ふることは之を消化するに似たり。何を食ふかよりも愈りて大切なるは、何を消化するかと云ことなり。何となれば唯消化したる食物のみ、よく血となり、肉となり、骨となりて、身に營養を與ふべければなり。
- 七、此故に兵士に大切なるは、何を讀み、何を聞たるかにあらずして、唯何を考へ、何を悟り、何を記憶して、之を腦裡に蓄へたるかと云ふ事なりとす。
- 八、兵士は働く時にも、歩行する時にも、其他機會のある毎に、思考する習慣を養ふべし。

九、尙此事に付ては第二章第四節「讀書」、及び第九章第二十節「閑聲賣」の條を參考すべし。

以上讀書に關する規則は、同じく集會にて聽聞する所の事にも、應用せらるべきものなり。

第三節 書法

次に智識を養ふ方法の一つは、書法なり。今其爲に注意して利益となるべき、數ヶ條を擧ぐべし。

一、出来る丈巧みに文字を書んことを心がけ、決して時已に晩れたりと言ふこと勿れ。晩年に至る迄も斷ず書法の進歩を期すべし。

二、書法の進歩を圖る爲め、取分け年若き者に於ては、一冊の手帳を備へ置き、毎日何なりとも書て見るべし。

三、兵士は徐かに文字を書し、後の行は前の行よりも、佳からんとを

かひべし。

四、兵士は其見たる事、讀みたる事、又考へたる事を記録すべし。物を書くことの進びに連れ、警告迄も自ら容易になるものあり。

第四節 觀察

次に智識を増す方法は、觀察の習慣を養ふことなり。

一、救世軍兵士は其毎日遭遇する事物を觀察し、暫く人と對談する間にも、必らず何事をか學習するの用意ある可し。

二、人は將來如何なる境遇に身を處するかを知らざれば、其節は今覺へ置くことが、何れは益大なる益となるやも量られぬものなり。

三、殊に人情を觀察すべし。救世軍兵士は、人に善をなすことを其職務とするものにて、人を益するには人を知らざる可らず。此故に如何にして人を感化し、如何にして人を動かす、人を基督に導き、之を善

良し、之を世の爲に戦はしむべきかとは、兵士が平生最も注意して學ばざる可らざる事なり。

四、兵士は一切の事物を観察し、人と談話し、又は眞理を證明する時、之を比喻、引例として其意を明かにするの心がけられる可し。此用意のある者は、唯一日の間にも多くの事理を學ぶ事を得べし。

第五節 記憶及び判断

一、智識を進むるの一法として、救世軍兵士は記憶力を養はざる可らず。即ち事實、出來事、眞理等を記憶して、將來の用に供するの心がけられる可し。

二、記憶は大なる天賦なり。記憶の慥かなるは警告、祈禱、文章、其他何事にも助けとなる。或は性來他人に愈りて此力を有する者あり、然れ共何人も少しく心掛ければ、容易に其記憶力を増進することを得べし。

し。

三、兵士は常に物事を記憶するのみならず、之を胸中に疊み置て、高壇にも、野戦の圓陣にも、膝詰にて罪人と語るにも、友人に與ふる書翰、輿聲の投書杯を認むるにも、直ちに憶ひ起して之を用ひ得るの用意ある可し。兵士は多少の勞苦を排して記憶力を養成せざる可らず。

四、記憶力を養ふ心得は左の如し
(イ)常に何事かを記憶せんことを勉め、殊に毎日聖書の短き一句を心に味ひ、少くとも毎週二三句位は、之を暗記することを勉む可し。

(ロ)好き軍歌を見當りたる時は、之を暗記すべし。
(ハ)取るに足ざる、雜駁なる瑣事の爲に、頭腦を苦しめて、其記憶を害ふこと勿れ。

(ニ)新聞紙の如き、別段將來に記憶する積なきものは、多く讀まざ

るを可とす。此類は必記臆力を弱むるものはあらず。
 五、兵士は其智識の進歩を圖る爲に、判断力を養はざる可らず。此は神が人をして、物事の是非善悪を見究め、正當の見解を立しめん爲に與へ給へる力なり。此故に兵士は忠實に、眞面目に、己自らを判断し、又賢く、愛に由て、周圍の人々を判断することを勉むべし。好き判断力は最も貴き賜物なり。

第六章 家庭

第一節 家庭の宗教
 第二節 家庭にて基督を告白すること
 第三節 家庭の迫害
 第四節 許嫁
 第五節 結婚
 第六節 一家の主人
 第七節 夫が妻に對する務
 第八節 妻が夫に對する務
 第九節 離婚
 第十節 親が子に對する務
 第十一節 子が親に對する務
 第十二節 僕が主人に對する務
 第十三節 主人が僕に對する務
 第十四節 隣人に對する務

一、眞の宗教は神と隣人との爲に、眞實を盡すものにして、此主義は兵士の靈魂、身躰、思想の全躰に、感化を及ぼすに至らざれば、満足すべきものに非らず。是は前章に既に説示したる所なり。
 二、之と同時に宗教が、若し毎日の生活に影響せず、殊に其家庭に感

化を及ぼすに至らざれば、儘かに何程か失敗したるものと謂ざる可らず。

三、家庭は人の天眞の現はるゝ所なり。如何に社會、交友に對して謹慎を装ふものと雖も、家族の間には其本色を現はさるゝことを能はず。此故に家庭に宗教を有せざる者は、殆んど全く宗教を有せざる人と謂ふことを得べし。

四、加之、家庭の生活に伴ふ試練、誘惑の時は、愛と、忍耐と、忠實を行ふに、絶好の機會はなきものなり。

第二節 家庭にて基督を告白すること

一、家庭に救を輸入する法は、己が救を受たること、又救世軍に屬したることを明白に告白するにあり。兵士は基督を己が家族の間に恥づ可かず。

二、此告白は直ちに之を爲すべし。即ち新に神に事へんことを決心したる即時、之を我が最も親近の人々に發表せざる可らず。

三、此告白は謙遜を以て爲ざる可らず。殊に其當人が家族中の年少者なる時、取分け其年長者が、宗教を好まれざる場合に於て此用意ある可し。

四、決して大袈裟に、傲慢の心より語る可らず。人は誰も皆自分と同じ風に、光と力を受るものとは限らぬこと故、我受けたる恩恵を感謝すると共に、他の同じ經驗を有せざる人々の感情をも斟酌せざる可らず。

五、救はれたる他の人々の、誠實と告白とを信用すべし。人を推のけて我許り、優れて潔き者の如き念慮を戒むべし。

六、救を告白するに當り、嘗て家族の中の何人かに、害を加へしこと

化を及ぼすに至らざれば、慥かに何程か失敗したるものと謂ざる可らず。

三、家庭は人の天眞の現はるゝ所なり。如何に社會、交友に對して謹慎を裝ふものと雖も、家族の間には其本色を現はさるゝことを能はず。此故に家庭に宗教を有せざる者は、殆んど全く宗教を有せざる人と謂ふことを得べし。

四、加之、家庭の生活に伴ふ試練、誘惑の時は、愛と、忍耐と、忠實を行ふに、絶好の機會はなきものなり。

第二節 家庭にて基督を告白すること

一、家庭に救を輸入する法は、己が救を受たること、又救世軍に屬したることを明白に告白するにあり。兵士は基督を己が家族の間に恥づ可かず。

二、此告白は直ちに之を爲すべし。即ち新に神に事へんことを決心したる即時、之を我が最も親近の人々に發表せざる可らず。

三、此告白は謙遜を以て爲ざる可らず。殊に其當人が家族中の年少者なる時、取分け其年長者が、宗教を好まれざる場合に於て此用意ある可し。

四、決して太袈裟に、傲慢の心より語る可らず。人は誰も皆自分と同じ風に、光と力を受るものとは限らぬこと故、我受けたる恩恵を感謝すると共に、他の同じ經驗を有せざる人々の感情をも斟酌せざる可らず。

五、救はれたる他の人々の、誠實と告白とを信用すべし。人を推のけて我許り、優れて潔き者の如き念慮を戒むべし。

六、救を告白するに當り、嘗て家族の中の何人かに、害を加へしこと

あるを憶ひ起さば、包まず之を懺悔し、力の及ぶ限りは、之を償ふことを勉むべし。

七、若し又何人が自分を害せしことあるを憶ひ起さば、快く其罪を赦すべし。耶穌基督の愛の宗教に歸依したりと云ひ乍ら、尙怨恨、猜忌の念を懐かば、是豈笑止千萬のことに非らずや。己若し人の罪を赦すこと能はずば、如何にして「我等の罪を赦し給へ」と、神に祈禱することを得んや。

第三節 家庭の迫害

一、救世軍兵士にして家庭の迫害に遇ふものは、基督の心を以て之を堪忍はざる可らず。其心得左の如し。

(イ) 是は多分、永續するものにあらざる可し。

(ロ) つまり主の御爲となること疑なし。

(一) 主の御爲に迫害に堪へなば、必ず其靈魂に祝福を得べし。

(二) 恐く之に由て、迫害者をも救に導くことを得べし。

(ホ) かゝる苦勞は、基督が昔し受給ふたると、同じ待遇を繰返せるものに過ず。

二、如何なる場合にも、復仇をなす可らず。惡を以て惡に報ゆること勿れ。却つて非常の親切を盡し、所謂「熱き火を彼の首に積む」べきことは、聖書が教ふる所にして、亦何時も最も良き手段たるなり。(羅十二〇二十)

三、家庭にて基督に似たる聖き生涯を送ることは、如何なる辨明、議論よりも立勝りて大なる益あり。此る高貴なる品行は、恐く軍營、又は會堂にて、聞慣れたる凡ての説教に勝りて、罪人を感動することあるべし。

四、兵士は又快く、家族の身に迫る心配苦勞を分擔し、其僕たり、子
 たり、娘たり、兄弟たり、姉妹たるに拘はらず、困窮、難義、悲嘆の
 時に助力すべし。是は兵士が救の實を證明するの道あり。此の如く僅
 か許り家族の身の上を心配するに由り、大に其靈魂を愛する心中を悟
 らしむることある可し。

五、兵士が其家族に對すること、若し通り一遍の旅人の如く、出来る
 丈安樂と、慰籍を己が身に求め、他人の悲嘆、心痛、難義に對しては、
 之に同情を寄することなくば、此位家族中の未信者を礙かせ、隨つて
 宗教を輕蔑せしむる事はあらず。

六、家族の救はれて聖き生涯を送るに至る様、之を導くの責任は、重
 に同じ屋根の下に住む兵士にあり。兵士にして若此責任を負はずば、誰
 か之に代ることを得んや。若し毎日飲食起臥を階にするものにして願

みずば、如何にして戰場士官、下士官、其他の盡力を期す可んや。
 七、此書の第三章第八節「柔和」、及び第九章第廿一節「迫害」の條に
 ある訓戒は、又家庭の幸福の爲め必要のことにて、凡ての兵士が注意
 すべき所なり。

第四節 許嫁

一、こゝに許嫁とは結婚の約束を取定めたる時より、實際婚禮を擧る
 迄の間を云ふ。

二、救世軍人は時として結婚前許嫁をなし、其軍人としての義務、運
 動に障りなき範圍に於て、双方或程度の親密なる交際を爲すことあり。

三、兵士自身、又は其父兄、後見人に於て、許嫁或は結婚の問題を
 考へ初むる時は、第五節に示す結婚の誓約書に照して、之が當否を思
 考すべし。

四、兵士は誓約書を熟讀したる上にて、自分が許嫁又は結婚をなさんと望む當人が、果して此誓約、義務を全ふし得べきか、否やを考へ、若し其見込なきに於ては、假令之と結婚するも行末の幸福は望まぬこと故、斷然思ひ止まらざる可らず。

五、兵士は既に兵士たるものか、又は直ちに兵士たらんことを願ふ者に非れば、之と許嫁をなす可らず。

六、兵士は己が士官となる可き者か、否やの問題の決する迄は、縁談を取定む可らず。多くの兵士は此問題を熟慮せざる前に許嫁を急ぎ、爲に士官となる能はざりし例あり。而して自分が士官となるの責任あしと云ふことは、唯本營に志願して拒絶せられたる後にあらざれば、其確實なることを知る可らず。

七、兵士は士官に結婚を申込み、又は士官の申込を受け、其人をして

軍律に背き、誓約を破る、不忠實の人とならしむ可らず。此の如きことをは救世軍全體を禍する、嚴重に處分せらる可き行にして、双方共に暫不其士官、兵士たる資格を停止し、又は全く之を禁止せらる可きものとす。

八、父母後見人など、其子女の縁組を取計らひ、又は之が後見をなす者の主には、特別の責任存す。

九、此故に父母後見人は唯純粹の動機より、其子女、被後見人の縁組を取計らひ、之が現世及び永遠の幸福を求むるのみならず、亦其有用を増進せんとすることを願はざる可らず。

十、父母後見人は其子女の婚姻に由て、世に屬する利益を求め、又は漫然己が責任を免るゝ如きことを願ふ可らず。

中、父母後見人は其子女の病身なる爲め、又は氣質、境遇等の相違

の爲め、つまり双方の幸福を期し難き様なる縁組を取結ばしむ可らず。

十二、此等の箇條に戻りたる婚姻は、神の祝福を受け、昌榮と幸福を得る見込なきものなり。

十三、救世軍に加はる以前の許嫁は、成るべく双方合意の上にて中止するを可とす。少くとも新に與へられたる義務の光明に照し、双方之にて差支なしと、決心のつく迄は結婚を延期すべし。

十四、救世軍に加はる以前、以後に拘らず、一旦成立たる許嫁を停止するは、双方合意の上か、又は非常の場合に限るものにて、其他は甚だ不都合のこと故、右様の所爲ある者は、兵士の特權を停止し、又は全く其他位を觀奪せらる可きものなり。

十五、双方の感情、意見が明かに相反する時、例へば一方が兵士に於て、一方が然らざる如き場合に、縁談を取定るは賢からざる事なり。

十六、とは云へ救世軍は此る事柄に付て、何等の責任をも負ふこと能はず。何れの士官と雖も唯其當人同志が合意の時、又は非常の場合の他は、立入りて兵士の許嫁を破棄する權威を有せず。

十七、兼て士官と許嫁せる兵士ありて、若し其士官が自ら地位を擲ち、又は罷職を命ぜらるゝことある場合には、其約束を破棄して差支なきものなり。

十八、兵士は唯、將來自ら士官として働く覺悟ありて、始めて他の士官と許嫁することを許さるべきものなるに、若し其覺悟にて一旦士官と許嫁したる後、軍隊を離れ、又は戦に献身するの志を棄つることあらば、士官は其兵士との約束を破棄して差支なきものなり。

十九、士官と許嫁せる兵士ありて、若し一朝其士官が地位を離るゝ如

自こをあらはし、其理由如何を詳かにする爲め、之を本營に導ぬる迄は、必ず結婚を承諾せざる可きことを勧誘せらる。

廿、兵士自身も、父母、後見人も、許嫁の問題に付ては、先づ其小隊長又は他の士官に相談することなくして、之を取計ふ可らず。

廿一、級組の事に付ては、兵士は殊に其兵士たる地位と、義務の大切なることを覺へ、假令今爲す所の行が、他日一々世に公にせらるゝ

ことあるとも、聊さか軍旗を辱しめざる覺悟もて之を計らふ可し。

廿二、例へば集會の席にて彼是其事の應答をなし、又は主人の時間を

竊みて、面談、或は書信を認むる等のことなく、或は深更、未明杯に、

戸外にありて人の嫌疑を招く如きことある可らず。

廿三、又後日世間に知られて、救世軍兵士たるの宣言、身分に不都合

なりと見做さるゝ如き、一切の談話、文通、行爲を慎むべし。

廿二、救世軍兵士は結婚以前に餘り狎々しき舉動ある可らずと雖も、然りとて全く先方の何人なるかを知らずして、之と結婚するは、双方の利益にあらず。

廿三、結婚の相談中にある男女が、一切集會に欠席すべからずとの規律は、之を設けられずと雖も、而も此の際、殊に靈魂上の能力と健全

を失はぬ様戒心し、又徹頭徹尾、神の御嚮導を祝福の下に、之が處置をなすべしことを勧誘せらるゝものなり。

廿四、結婚後相當の生計を立て、自分及び其家族を支へ得るの見込なき者は、許嫁又は結婚をなす可らず。

廿五、双方の年齢、境遇、身分の相違の爲め、又は一方が結婚後負ふべき義務を盡す能力なき爲め、將來不幸に陥るの恐ある場合に、救世軍は其結婚を許さず、又は之に關係せざることをある可し。

廿六、兵士の父母が救世軍に屬し、又は其同情者たる場合には、之に知らしめずして縁談を始む可らず。

廿七、父母が軍隊を好まぬ場合に付ては、一定の規律を設け難しと雖も、如何なる場合にも、其父母後見人に知らせずしては、許嫁をなさないことを最も願はしきことなれ。

廿八、結婚して夫婦となるは、身に取て最も重要な關係を作ること故、決して單に先方が制服を着たると、又は其力量、身分、有福に暮し得る見込あること杯を認めて、之を取定む可きに非ず。又高擧に恰好の人物が、必ずしも夫又は妻として適當せざることをも記憶すべし。

廿九、兵士の結婚は、必らず軍旗の下にて、一定の式を舉行すべきものなり。

三十、一定の結婚式をなさずして偕に在る者、又は非常の理由なくし

て、其妻又は夫をふり棄てたる儘に、日を過す男女は、救世軍の兵士たることを能はず。

卅一、夫婦にあらずして偕に在る男女は、結婚するか、又は縁を切らざる可らず。此事に付ては一定の規律を設け難しと雖も、通常救世軍兵士たらず願ふ男子の務としては、其婦人が之を厭ふか、又は萬止を得ざる故障ある場合の他は、之と結婚すべきものなり。

卅二、兵士となる以前に、其許嫁の婦人と私せる男子あらんに、婦人をして若し之を望まば宜しく結婚すべし。

卅三、異性の人に對し、苟且にも不都合の所爲ある者は、勿論直に軍籍より除名せらる可きものなり。

卅四、許嫁の事は常に純潔、謹愼、崇重の心を以て之を計ふ可し、それにて付若し何か軍隊の不名誉となる如き事實を見聞せる兵士は、速か

に之を士官は通知せざる可らず。凡て兵士は軍旗の名譽の己が身にか
 けられることを感ぜ、不斷の注意を怠る可らず。第五節 結婚
 結婚は兵士の身に取り、最も重要な事にして、直ちに其幸福、有用、及
 び靈魂の救に關係するものなり。此故に凡て縁談の事は、非常の注意
 を以て之を取定のざる可らず。兵士自身及び其父母、後見人が結婚の事
 に対する動機、感情の如何ある可きかは、「前節「許嫁」の段に之を述べたり。尙
 此事に關する詳しき心得は「左に掲ぐる「結婚の誓約書」中に示さ
 る。此誓約書は凡て軍旗の下に結婚する士官、兵士が同意すること
 要するものなり。

① 結婚の誓約書

一、我等は此結婚に由り、自己の幸福と利益の増進することを望むと
 雖も、常に其爲のみに非ず、却つて此結婚に由り、一層神に事へ、神
 を喜ばせ、又一層熱心と成效を以て、救世軍の戦争及び運動を爲し得
 べしと信ずることを、嚴かに宣言す。

二、我等は此結婚に由り、我等が神に對する献身、战友に對する愛情、
 軍隊に對する忠實の、些かも減却するを許すまじきことを誓約す。

三、我等は又互に、其配偶が神の榮と靈魂を救ふ爲に、至善を盡す所
 以なりと信じ、其力の範圍に於て、軍隊の爲に働き、献物をなし、又
 は勤勞するを妨害する等決して之なかるべきことを誓約す。

四、我等は又我等が救世軍中に於て、世の救の爲に戦ふ上に、互に全
 き、不斷の献身を、獎勵する爲め、凡ての感化力を用ふ可きことを誓
 約す。

五、我等は又我等の家庭が、萬事常に、救世軍兵士（又は士官）の住居たるに相應く、隨て我等の感化と權威の下に屬する者を、軍隊に忠義にして、有用の服役をなす者となる様、養成すべきことを誓約す。

六、我等は其借に在る時と、一人在る時とを問ず、常に耶穌基督の眞の兵士として、斯戰を進め、又維持する爲に全力を尽すべく、如何なる軍隊の利益も我等が勉めて之を防禦せざる爲に、毀損する事なからしむべし。

七、萬一、病氣、死、其他の事情に由り、我等の一方が、兵士として充分の義務を尽す能はざるに至ることあるも、他の一人は此等凡ての誓約を守り、引續き其力を尽すべき者なり。

第六節 一家の主人

一家の主人たる救世軍兵士は甚だ容易ならぬ責任を負へる者故、よく

よく其地位の大切なることを認め、家族に對する務を全ふするの必要を感じべし。

一、一家の主人たる者は、先づ家族の活計上のことを考へ、相當に衣食其他の需用品を供して、之を扶持するの責任を感せざる可らず。

二、兵士は之が爲に其有する智慧、力量を用ひて勞働すべし。而して使徒パウロが「人若し己に屬する者を顧みず、殊に己の家族を顧みざるならば、信仰の道に背き、不信者よりも劣れる者なり」との語を記臆せざる可らず。

三、兵士は自分及び其支配の下にある者の收入を計算し、最も經濟向に之を使用せざる可らず。成るべく支拂の見込なき負債を作ること勿れ。金錢を徒費せず、食物、其他何物に於ても、浪費す可らず。

四、兵士は其監督の下にある者に、相當の教育を授けざる可らず。

五、其管理の下にある者の職業を撰定する場合には、當人の爲に最上の利益と幸福を求めざる可らず。

六、一家の主人は規律を保つことを勉むべし。即ち家庭の幸福を保つ爲め、規則を定めて之を守らざる可らず。若し又其規則に従はず、悪模範を以て他人を誤る如き者あらば、其人の安んじて家庭に留まることを許す可らず。

七、家族を待つに無慈悲、利己の事なく、活計上、靈魂上、圖る所、爲す所、悉く皆救世軍人の愛と親切とを以てせざる可らず。

八、固より家族一同は主人を敬ひ、之に服従し、之に相當の信用を置く可きものとす。

九、一家の主人は其家庭を程好く、清潔に保ち、成るべく秩序正しく整理すべし。

十、世に倣はぬ事は救世軍の精神にして、此精神は家庭に於る一切の事を支配すべく、其家具、繪畫に至る迄、亦皆此精神と釣合を保ち、入り来る者をして此家は萬事神意に従ふことを求むる救世軍人の住居なり、神の旨を法律とし、其愛を空氣とし、其僕を歓迎し、何事にも唯最もよく神を喜ばさんことを勉むる家庭なりと、感せしめざる可らず。

十一、一家の主人は其家に住む凡ての者の、聖き生涯を送ることに付て責任を負ふ者なり。

(イ)一家の主人は其家族の皆救はるゝことを以て、己が任せざる可らず。

(ロ)都合さへつかば、朝夕家族の禮拜を行ひ、精々有益に之を執行すべし。

(ハ)其權威の届く限り、一同が救世軍の集會に出席すべきことを主

張すべし。

(三) 奉公人、又は勝手に身を所置する権利ある者、及び救世軍の集會に反對する者と雖も、必らず何れか、禮拜の場所に出席せしめずしては満足すべからず。或は悉く此規則を行ひ難き特別の場合ありとするも、力の及ぶ限り、之を履行せざる可らず。

十二、我力にて防禦し得る限り、現はれたる罪惡の家庭に入込むことを許す可らず。

十三、一家の主人は相當の理由により、己に代りて其義務を盡す者を定めたる時か、又は家族が衣食に窮せざる様、他に法を立てたる場合の他は、其家長としての責任を免れんことを求む可らず。

十四、父母、又は一家の主人たる者は、老衰、病弱等、萬止むを得ざる事情なきに、其責任を年少者に委し、自ら安逸を貪ることある可

らず。

第七節 夫が妻に對する務

一、夫は深く、濃かにして、斷ず變りなきの愛情を以て、其妻を愛せざる可らず。使徒パウロの語に「夫なる者よ基督の教會を愛し、其爲に己を捨て給ひし如く、爾曹も婦を愛すべし」とあり。我等は此基督の愛の、質と、量とを知る。即ち基督は之が爲に生命を與へ、現世にては聖潔と、幸福とを進め、來世にては天國に入らしめ給ふものなり。二、是即ち夫が妻に對する愛の標準なり。即ち夫は神と世に對する、不斷の義務を盡しつゝ、同時に己が身も、所有をも、凡て獻げて其妻の幸福を進むることを勉むべし。聖書の規則に由れば、夫は己に愈りて其妻を愛するのみならず、場合によりては之が爲に甘んじて命を捨つ可きものなり。

三、耶穌基督に由て定められたる此規則に従ひ、夫は妻の健康、福祉を進むる爲に、其力の及ぶ限を盡し、己を愛するよりも愈りて之を愛せざる可らず。

四、救世軍兵士は或夫達の如く、自分一人最も良き食物を食し、最も良き席に座し、最も高價にして、膚に快き衣服を着け、其後に妻には唯精々樂な暮をなせと曰ふが如きことある可らず。此の如き男子は寧ろ妻を迎へざるには若かず。

五、夫は又力の及ぶ限り、妻が家庭に於ての苦勞を軽くせざる可らず。殊に父たる者は兒供の養育に關する心配、苦勞、世話を分擔すべく、兒供の夜泣をあす時には、睡氣を分つて之を介抱し、其他家庭の心配事を助け、萬事己よりも愈りて、其妻を愛することを示すべし。(第三章第入節「柔和」の條を見よ)

六、夫は妻を愛するが故に、其教に注意せざる可らず。是は夫たる生涯に於て、最も大なる義務の一なるが故に、有ゆる方法を探りて、之が爲に盡力すべし。

七、夫は其妻を愛するが故に、之に集會に出席する相當の機會を與ふべし。妻も夫と同じく其靈魂の糧を要し、夫と同じく聖徒の交際に由て、其靈魂の強壯を圖らざる可らず。

八、夫は万事に妻を其朋輩、伴侶とし、若し或問題に付て、妻より餘計に見聞したることある場合には、之を其妻にも告げ知すべし。

九、夫は又其妻が家、及び家族の世話の爲に、外部の事情に迂濶になる恐あることを記憶し、戦争其他、凡て自分が興味を覺ゆる問題にて、知て利益となり、教訓となる可きことを物語り、其智徳を増進することを心掛くべし。

十、夫は妻を獎勵して、其智徳を働かせ、段々力量を發達することを勉めしむべし。世には身勝手極まる夫ありて、高壇、又は圓陣に立ちて證言をなし、軍歌を歌ひ、其他種々の義務を盡すことを、唯男子の特權の如く心得、いつも妻を背後に遺すものあり。戒むべきことなり。

十一、夫は家族の利害に關する、凡ての問題を妻と相談すべし。其わけは家族の身躰、靈魂に關する夫の處置は、必ず善れ、惡かれ、妻も共に、大に其影響を受べきものなればなり。

十二、夫は妻が病氣の時、丁寧ていねいに介抱すべし。

十三、其虚弱なるを撈り、(第三章第十一節「堪忍」の條を見よ)

十四、過失を隠し、

十五、寛大なる心もて、快く其惡を赦し、

十六、或は妻より迫害を受ることあるも、充分之を堪忍たへしのふ事に由て、愛

の實を現はすべし。殊に迫害を受る場合には、世間に夫より迫らるゝ多くの婦人あるを記憶し、妻より迫害せらるゝ如きは、寧ろ稀なることを思ふて、柔和なる心より之を忍耐すべし。

第八節 妻が夫に對する務

一、男女婚姻の關係如何は、前に之を述べたり。(第五節「結婚」の條を見よ)

二、夫が妻に對する務は、前節に説示したるが如し。而して同じ主義、方針は、妻が夫に對する上に當はめ、一々適當のものとする。

三、夫婦は心も、生活も、常に和合一致を保つ可き者にして、是は神の望み給ふ所、亦聖書の教なるにも拘らず、不幸にして世には之に反して行ふ者多し。此る場合には、夫婦の中何れか先に立て之を導く必要あること故、妻たる者は其夫の權威を認めて、之に服従せざる可らず。

四、初め神は夫婦の間に上下の別を設けず、唯愛に由て治めらる可き様、定め給ひしかども、其事の實行せられざるを見るや、別に當初の企てを變へ給ひしにはあらざれども、暫く妻たる者をして、善良心の許す限り、夫の權威を認めて之に従はしむることとし、時到期らば最早上下先後の關係にあらで、事實上、眞に一躰とならんことを期し給へり。

第九節 離婚

一、救世軍は聖書中に、今の世の離婚問題を適當に解釋すべき明文なしと考ふる者なり。随つて此る問題の起る毎に、之を他の、神の律法に照して考へ、殊に己の欲する所を人に施せとの金戒に照して、決断するの必要を認むる者なり。

二、夫婦の中、一方が救世軍兵士となりたる爲め、他の一方が厭ふて

離別を求むることあらんに、兵士は最も謹慎の態度を取り、強て離別をも、又異議を唱ふることをも、爲す可らず。

三、此規定は亦、兩人が救世軍の事を知らざる以前に、許嫁をなしたる者にも適用すべし。

四、軍隊に嘗て離婚を行ひたる者にして、道徳上のことを語る資格なしと、一般に認めらるゝ人物を、兵籍に登録し、又は保存すること能はず。尤も其離婚に付ては曲彼に在りて、此にあらざるの證據あるか、又は公然前非を悔いて、最早人々の前に基督を證言するも、差支なしと認めらるゝ者は此限に非ず。

五、双方合意にて軍旗の下に結婚したる夫婦は、決して離婚す可らず。之を爲す者は、如何なる事情あるも、決して兵士の資格を保つことを許さず。

六、場合に由ては、軍隊が離婚を賛同することなきに非ざる可きも、兵士は凡て其小隊長に相談したる後にあらざれば、一言たりとも離婚を奨励する如き言を語る可らず。而して小隊長は又此る疑はしき問題に付、長官に聞合すことなくしては、其返答を爲す可らず。

七、救世軍は其主義として、世に棄てられたる極悪人を顧み、之が爲に至善を圖るもの故、曩に極悪非道なりし人が、來りて救を求め、以來義人となる如きこと少からざる可しと雖も、時としては他人を贖せざる爲め、暫く此る人物を兵籍に登録することを見合せ、少くとも其證言が人に善感化を及ぼすよりは、却つて悪き感動を興ふる間は、之を差控へしめざる可らざることあり。

第十節 親が子に對する務

一、親は其子を、神よりの神聖なる委托物として待遇ひ、最もよく彼

等が現世、及び來世の幸福を進め得る様、養育せざる可らず。

二、多くの親達は、唯其子に教育を授け、金錢を興ふれば、其將來は幸福なる可しと思へども、金錢、教育は、却つて人を零落に至らしむるとあり。父母は其子が慥かに現世にて幸福に、來世にては祝福を受ける様、養育すべし。

三、救世軍兵士たる父母は、其子が神に最も大なる榮を歸し、聖國に最も有用の人となる様、養育するの義務あることを知るべし。

四、父母たる義務を全ふせん爲め、左の數ヶ條に注意すべし。

- (イ) 必らず親としての義務を盡さんことを、嚴かに決心する事。
- (ロ) 公然其子を戦争に献ずる事。
- (ハ) 力と機會の許す限り、其子の身躰、知識、精神を養ひて、現世にて負ふ、凡ての義務を盡すに足る者となる様、着實に、根氣好く

育て上ぐる事。

(二)親は其子の、善き兵士となるを求むるのみならず、亦其士官たるに適する者とならんことを求めざる可らず。彼等が力量、才能の進むと共に、將來神の旨に適ひ、其人民の嚮導者となるに至るは、此上なき榮譽の事たるを思ふべし。

(ホ)尙此等の點に付ては、大將ブーヌ著「兒育草」と稱する一書あり。本營公認の書なれば讀んで益を受べし。

五、父母は前述の心がけを以て、其子女を教育すべし。

六、父母は逸早く、其子に救を受けしめざる可らず。

七、最小さき事にも、服従を學ばしむべし。

八、充分注意して之を管理し、殊に同性又は異性の兒童との間に、猥褻、不行儀なる交遊をなすことなき様、油斷なく監督せざる可らず。

九、最も深く其子の朋友に注意すべし。外出して惡童と交はらしめんよりは、寧ろ家に留らしむるを可とす。惡習慣を有する男兒と一時間の交遊は、其子の生涯を傷ひ、不潔なる少女と共に遊ぶことにより、其女を墮落に至らしむる事あり。深く此等の點に注意し、早くより嚴重に取しまらざる可らず。

十、子を持てる兵士は、衣服、家具、裝飾等に由て、其子を世俗的になす可らざるの義務あり。

十一、救世軍の制服は兵士又は改心者の資格なき人の着用すべきものにあらず。此故に父母たる者、若し軍隊に不信用を與ふる言行ある兒童に、制服を着けしむることあらば、此は多大なる間違はなし。

十二、よく救はれたる兒童に非れば、公衆の前にて証言をなし、又は軍歌を歌ふことを許す可らず。假令兒童と雖も、苟且にも此等のこと

を爲す以上は、眞に其感情、願望を、言語の中に寓することを要す。然らざれば救世軍の主義、規則に違背する者なり。

十三、兵士は其子をして、軍隊以外に有ふれたる。儀式的の宗教に感染せしむ可らず。例へば兒童をして「我は憐れむべき罪人なり」と稱へしめ、又は意味も解らざるに「いと幸福に救はれたり」など、語り、或は歌はしむる如きは、最も忌むべきの事なり。

十四、父母は其兒童に對して、絶對的の責任を有す。然れ共兒童をして軍隊に加はり、軍隊の運動を爲すに至らしむる、最良の方法如何と云ふことは、規律を以て之を定め難し。或地方にては出来る丈多く、集會に出席せしむるを可とし、或地方にては唯特別の集會にのみ、出席せしむるを可とすることあり。但し通常軍人の子女は、之を少年軍の集會に出席せしむべきものなり。

十五、如何にせば最も良く其兒童を、救世軍の目的通に、養成するを得べきかと云ふことは、父母たる者の當さに知るべきことにて、隨つて其兒童を、集會に出席せしむるの可否を發見するも亦、父母たる者の務なりとす。或兒童は生來喜んで救世軍の集會に出席すれども、或兒童は其救はるゝ以前、餘りに集會に行くことを強られ、却つて之を厭ふに至る例なきに非ず。

十六、救世軍兵士の知識ありて其言行なく、己が子女をして、世俗的に陥らしむる者は禍なるかな。之に反して其模範、感化、教訓に由り、手をして神に事へ、救世軍の士官となることを、唯一の望として眞ぶ様、導き得る者は眞に福なる哉。

十七、兵士は士官が、子女の靈魂の益を圖る爲め、訪問することを拒む可らず。

十八、若し士官が兵士の子に付き、注意を與ふることあらば、是非に拘らず、喜んで之を聴くべし。勿論士官も往々事實を誤聞することあるべけれど、知て言ざるは職分に忠實を盡す所以にあらざる故、誠實なる心より忠告するものなるを、記憶せざる可らず。然るを若し惡感情を以て、かゝる誠意の忠告を迎ふる者あらば、其人の罪は、事實を誤聞したる士官の過失よりも遙かに大なり。

十九、兵士は其子女が、喜んで集會に出席し、命令の儘に歌ひ、祈り、又凡ての事に興味を有するを見て、直ちに善良の兒童なりと心を許す可らず。何となれば兒童は自ら救世軍の集會を喜び、制服を好むことあるが故に、其心、神の前に正しからずして、唯外觀のみ善良に見る事なきにあらす。親たる者は此を注意せざる可らず。

二十、兒童には聖書と、救世軍の出版物を讀み、之を學ばしむべし。

廿一、兒童は其出席する集會にて、行儀正しくすることを習はしむべし。即ち野戰の圓陣にては、屹度其立場に立つ可く、行軍には列を正して進み、營内の集會には、歌ふ爲めに立ち、祈る爲に跪く外は、靜かに其席に座することを教ふべし。

廿二、幼兒は大人の如く長く立ち、長く座し、又は祈禱の時、始終眼目し能はざることをあるべしと雖も、しかも靜かに控へ、物音を立す、殊に高壇、又は軍營の一隅より、他隅に走るが如きことなき様、兼々教育すべし。

廿三、正式に編成せられたる、少年兵の集會ある地方にては、兵士の子女は自ら之に吸引られ、之に由て保持れ、之に由て利益を受くべし。殊に其父母が救はれたる兒童をして、進んで他の同年配の兒童を救ふ爲め、力を盡さしむる場合に於て然りとす。

廿四、兒童は早くより、打解て靈魂上のことを其父母に語り、又心に
 ある儘を聲高く祈り、人にも証言することを奨勵すべし。假令暫く満
 足に救を経験すること能はざる場合にも、忍耐を以て之を導くべし。又
 有の儘に其過失を告白し、全く懷疑と不忠實の取除かる迄は、幾遍
 にても新に試むることを教ふべきものなり。

第十一節 子が親に對する務

一、子女は義務の念に由てのみならず、亦子たるの愛に激まされて、其
 兩親に服従せざる可らず。而して父母は年齢にも、經驗にも富むが故
 に、通常最も善良、賢明なる判断をなし給ふことを記憶すべし。
 二、萬一父母の仰せの儘に従ふ爲め、良心に背き、正義に逆ひ、利益、
 幸福を毀損すべしと考へらるる場合と雖も、熟考、祈禱の後、差支な
 くば士官にも相談したる上ならでは、決して兩親の望に背く可らず。

三、父母の命に従ふ爲なりと稱へ、其良心に反き、戰爭上必要の義務
 を、怠る如き行をなすことを許さず。

四、少年兵の中、已先づ救はれて、其兩親は然らざるが故に、最早兩
 親に服従して、好く事、好かぬ事、様々の務を盡す責任を、免れたる
 如く思ふ者ある可らず。却つて父母の命は神に對する務と、矛盾する
 者にあらざることを憶えて、之に服従すべし。

五、兒童は年長者、及び德行、地位ある人々を尊敬すべし。

六、兒童は救の事業に生涯を献ぐべし。殊に將來士官となり、重要な
 働をなすに足る様、凡ての方面に於て己を教育し、其爲め必要なる語
 學、其他の勉強をなすべし。

七、兒童は少年兵に編入せらるべく、又有用なる少年兵とならん爲に
 力を盡すべし。

八、兒童は學友、又は朋輩を、基督に得んことを勉むべし。

第十二節 僕が主人に對する務

一、僕が主人に對する關係は、正しくして道理に合ひたるものなり。主従の關係は古へよりあり。恐くは何時迄も存すべし。或人は力量、精力、共に人に秀で、自ら人を導き治むる地位に進み、其然らざる者は、自然に他に服ひ事ふる者となる也。

二、主人、又は僕の、一方の地位が、殊に他に愈りて幸福、有用なりと云ふの理なし。双方共に利不利の事あり。或場合には主人の地位が、有用、幸福なると共に、他の場合には僕の方、却て便宜の事もあるものなり。

三、此故に僕たる者は其地位に安んずべし。若し神の攝理に由り、其門戸開け、僕が主人となるの時あらば、それは宜しきことなり。然れ

共徒らに現在の地位を轉せんが爲に、煩悶苦慮す可らず。

四、僕は正しく、道理に合へる凡ての方法に由て、主人の福利を求めざる可らず。單に義務的の働きを以て満足せず、若し機會あらば、最も良く之を利用して、主人の益を求め、又主人の不利となる可き事故、境遇に遭ふては、速に全力を盡して、之を排除することを勉めざる可らず。

五、僕は勉強して其業を爲すべし。世には精々多く働かんとはせず、却つて精々少なく働き、其にて巧みに世を渡る者の如く心得る人あり、誤れるの甚しき者と云ふべし。

六、此る懶惰にして、利己の方針を取る事は、僕たる者の利益にあらずして却つて最も不利の事なり。看よ主人が仕事の閑なる時にも、解雇せずして引續き留め置く者は誰なるか。又は上役に欠員を生じたる

時、先づ擧げ用ふる者は何人なるか。此等は皆、平生出來得る丈多く働きたるをなしたる僕にして、決して精を少く働きたる者にはあらず。七、加之、基督は僕たる者が、目先許の務をなすことを戒め給へり。即ち主人に對する申譯許の働きたるをなすには非ず、品質、分量、共に充分の勉強をなし、基督を喜ばすべしと教へ給へり。而して此基督は、現世の主人の如何に關せず、必らず主從箇々に相當の報をなし給ふるのなり。一人を悦ばす者の如く、只眼の前の事を務むること勿れ。基督の僕に如く、心よ神の旨を行ふべし。人は事ふるが如くせず、主に事ふるが如く甘心く事ふべし。そは僕なる者にもあれ、自主なる者にもあれ、各行ふ所の善に循て、主より報を受んことを爾等知ばなり。(第六〇六、七、八)

八、僕は職業上の手腕を養はんことを勉め、又其爲す業の昌榮ん爲

に盡力すべし。良き僕、良き労働者は、主人、主婦、朋輩に尊敬せられ、假令彼等が基督と、救世軍に敵する場合にも、尙其尊敬を受るものなり。

九、多くの主人、主婦は、其僕に付て曰ふ、我等は彼の宗教を厭へ其勤勉と備、敬服するが故、之に暇をつかはすこと能はずと。而して此る僕は、屢々其家に住む人々を救に導き、時としては主人、主婦をさへ、基督に導くことあるものなり。

第十三節 主人が僕に對する務

主人は僕を待遇ふ上に付、神く、任を負ふことを忘る可らず。而して今假りに主從其地を換へ、我は彼の僕となり、彼は我が主人となることあらんに、我が彼より受けんことを願ふ如き待遇を、兼々其僕に與ふべきものなり。

一、其に付ても、主人、主婦は、其僕に相當の給料を拂ひ、又勞働の利益を適當に配分すべし、實際は今少し多額の給料を支拂ふ筈なれ共、しばらく世間並に濟し置くと云ふ如き主人は、決して其僕に對する務を全ふしたる者に非ず。

二、又見計ひて勞働せしむべし。餘り過度に、長時間の働きをなさしめ、健康其他の必要上、兎ても堪切れぬ如きことを命ずるは殘酷の事なり。

三、主人は其僕の稼ぎ高や、仕事の多寡に關はらず、正直に、相當の待遇をなすべし。例へば僕が爲し得る事にて、又爲すべき筈の業を怠る如き場合にも、其を口實に相當の給料を支拂はざることを能はず。

四、主人は其僕が、主人の扱ひ如何に拘はらず、義務を果すことを求むる權利ある如く、僕は又主人に對して、同じ事を求むるの權利ある

なり。然れ共若し主人にして、親切と寛容を以て其僕を待つに於ては、然る權利義務の沙汰を用ひず、僕をして一層勤勉に、心からの奉公を勵ましむることを得べし。

五、救世軍兵士たる主人、主婦は、相應に其僕の食物、宿所、健康の事に注意すべし。世には僕を追まはして、役へる限り役ひ立て、一向其睡眠、飲食の事に注意せず、或は家畜ほども僕のことを心に留めざる者あり。彼等は自分のみ高樓に住んで、僕を思ひやりなく豚小舎の如き所に棄て置く者なり。彼等に倣ふこと勿れ。

六、救世軍兵士たる主人は、僕を疾病、老衰の時に保護せざる可らず。世には散々其僕を使役し、一旦用を爲ざるに至れば、直ちに放逐して路頭に迷はしめ、又は全く他人の世話に成れる養育院の如き所に送り込み、其疾病、悲嘆を、知ぬ顔に見過す者あり。彼等の風に倣ふこと

勿れ。

七、多くの主人は其僕を待たざること誠に酷薄を極め、一週七日、片時も之に休息の時を與へず、人をして古への奴隸制度とは、此の如きものかと訝らしむるものあり。救世軍兵士は此る惡風に敵ふことなく、宜しき役はるも者の氣になり、自分が此く仕向けられ度と思ふ振を、其僕に爲さる可らず。

八、主人は其僕の靈魂の事を氣にかけ、都合して之を集會に出席せしめ、又有ゆる手段を盡して、之を神に歸らしめんことを勉むべし。

第十四節 隣人に對する務

救世軍兵士は其隣人に對して責任を帯ぶるものなり。是は神が兵士を、隣人の間に置き給ふ所以なり。耶穌基督は己の如く汝の隣を愛せよと宣へり。即ち彼等が神と郷黨の間に於ける價值を思ふて、之が利益

を圖るべしとのことなり。此故に兵士は力の限り、其隣人の身軀と、靈魂の爲に善を爲さる可らず。尙細かく言ば、

一、善き模範を隣人に示すべし。

二、隣人の爲に祈るべし。

三、其迫害を堪忍んで怒らず、假令害を受けることあるも、復仇をなす可らず。

四、兵士は機會を捉へて、其隣人に親切を盡し、病氣を見舞ひ、其爲に祈り、若し出來ることならば看護をも手傳ひ、極貧のもの、怪我人、家族を喪ひたる家、其他不時の災難に遭ひたる者を撈り助け、隣人の好意は之を記憶し、機を見て我からも返禮せんことを心がく可し。

五、又有ゆる手段を盡して、其隣人を救に導くことを勉むべし。之を集會に誘ひ、出會がしらには丁寧言葉をかけ、平生氣をつけて談話

の緒を捉へ、機會をへめらば、最も大切なる救の問題を語り出べし。

第七章 處世

第一節 兵士の事業 ○第二節 旗色を示す事 ○第三節 不正業を營む事
○第四節 身の程を知る事 ○第五節 朋輩 ○第六節 負債 ○第七節 争論及
び訴訟 ○第八節 富 ○第九節 國政 ○第十節 祭禮

第一節 兵士の事業

一、救世軍兵士は精神上に於て、此世の人々と離隔し、全く異りたる
目的、志望を有する者なりと雖も、亦此世に生活して其民と交り、多
くの場合に於て借に事をなし、心配を分かち、又屢々此世の浮苦勞を忍
ばざる可らざる者なり。
二、兵士の此世に在るは、即ち敵軍の中にある者なり。世の人は救を
厭ひ、兵士を迫害し、之に誘ふて救を失なはしめんとし、其墮落する

を見ては、大に之を喜ぶ者なり。此故に兵士は其救の主義を以て、世に處せんが爲に、一步一步、警醒と祈禱を以て進まざる可らず。

三、兵士が世の人の模範たる可きこと、又惡を拒ぐべきこと等に付、前に述たる所は、又皆此場合に適用すべきものとす。(第二章第六節惡を拒ぐ事)の條を看よ)

四、兵士が救はれ、潔められ、兵籍に編入せられ、而して神に保持せらるゝ目的は、之をして世界に幸福と救を擴めしめん爲なり。

五、兵士にして若し、凡ての事に勝ち得て餘ある生涯を送らんと欲せば、常に神に眞實を盡して、衷に疚しき所なきのみならず、更に進んで己を害せんことを圖る世の人の爲に、有用なる奉事をなさる可らず。其に付心がく可き箇條下の如し。

第二節 旗色を示す事

一、大膽に己が神の僕にして、殊に救世軍兵士たることを宣言するは、萬事に益あり。

二、此の如き兵士は世の尊敬を受るものなり。世の人は彼が眞實の兵士たるを感じ、假令其人を好まざる迄も、其大膽と勇氣とに敬服すべし。

三、最も良き方法は、制服を着用することなり。兵士は、働く時にも、店頭にも、帳場にも、工場にも、鑛山にも、船中にも、家庭にも、到る所常に、其耶穌基督の側面に立ち、救世軍に屬する者たることを示さる可らず。

第三節 不正業を營まぬ事

一、兵士は左に掲ぐる如き、不正の業を營む可らず。
 (イ) アルコホル性の飲料を頒賣し、又は其収入に由て活計を立るこ

（ロ）猥褻、又は荒唐にして、人の靈魂を害ふ書籍を、印刷、頒賣し、其他何にても、人類の利益を毀損する如きものを、製造、頒賣すること。

二、子の爲に生計の道を選択するには、成長の後其營業が、神の榮と人の幸福に反することを發見し、随つて靈魂を救れ、耶穌基督に従ふ者となるには、廢業せねばならぬ如き、職業に従事せしむ可らず。

三、両親は何よりも先づ其子女が、救世軍の士官となる様養育すべし。彼等は此地位に於て、肉身上に必要な物は神より給せらるべき擔保を有しつゝ、其凡ての才能、精力を用ひ、神の國を建て、憐なる、惱める世を祝福する爲に、働くことを得べし。

第四節 身の程を知る事

一、富を欲するの念、所謂地位を高めんとする心程、人生に不満足を與へ、禍を醸し、靈魂を墮落、沈淪せしむる大なる勢力はあらず。

二、金錢を有するは便利の事なれども、亦人を放逸と、罪惡に墮す、強き誘惑となるものなり。

三、此故に兵士は、神が己を置き給ふ位置に安んじ、其地位と、我身とを最も良く働かして、神の國の擴張を圖るべし。

四、此規則は又、職業、住所の變更等にも適用すべきものなり。兵士は此等の問題に於ても、果して之に由て一層靈魂を救ひ、神の國に盡す便宜を得るや、否やを考へて、之が決斷をなさざる可らず。

五、兵士にして若し、濠洲、又は加奈太に移ることに由て、一層多くの靈魂を救ひ得べくば、即ち其地に移住すべく、若又現住所に留まることに由り、多く基督と、隣人の爲に盡し得るに於ては、其儘滞在せ

ざる可らず。若し他の理由に由て進退を決する兵士あらば、そは生涯の大目的たる、神の榮の爲にするにあらず、唯自己の安逸、歡樂、利益の爲にする者と謂ざる可らず。

第五節 朋輩

救世軍兵士は凡ての人の友たらざる可らず。平生主人の利を圖り、又適度に己の益を求むると共に、機會さへあらば、其僭に業務を執る人々の、福祉を圖らざる可らず。其心得左の如し。

一、出来る丈業務上、彼等に助力すべし。己若し朋輩より業に精しき時は之を教へ、又壓へらるる者を憐み、力の限り、正當なる手段に由て、其禍を除かんことを勉むべし。

二、又迫害を忍ぶべし。朋輩の間に在ては、度々何れ丈其人が反對に堪へ得るかを試むる爲め、迫害せらるることあるものにて、其際兵士

が、屈せずして能く火の如き試験に堪ば、彼等は翻つて之を尊敬し、其言ふ所を聴き、病める時には慰籍の辭を聞かんことを求め、臨終の際には、其兵士が寐床の傍に在ることを喜ぶに至るべきなり。

三、同業者間に起りたる、職業上の紛紜は、出来る丈忠告して之を調停すべし。然れ共餘りに其悶着の渦中に捲き込まれ、爲に己の戦争を妨げられ、安心を失ひ、時間を徒費し、損失、難澁に陥る杯のことなき様注意すべし。

四、兵士は朋輩の靈魂を救ふことを以て、己が任とせざる可らず。其爲に祈り、之を集會に誘ひ、閑聲を薦めて之を讀しめ、其他有ゆる手段を盡し、彼等をして、此兵士は我靈魂上の忠告者、友人なりと感ずるに至らしむべし。

第六節 負債

一、負債は大なる禍なり。是は人の安心を害し、奴隸の如き感情を與へ、其品性を傷ひ、局外の人々に迄も、不良の感化を及ぼすものなり。

二、負債の爲に義理を欠く兵士は、制服を着て、人の靈魂を救ふ爲に働く時にも、心の中には其債主が「汝若し其負債を拂はば、余は相當に汝の宗教を尊敬すべし」と、囁く如く感ずるものなり。

三、此の如く負債は人間の禍なるが故に、救世軍兵士は力めて之に遠からざる可らず。殊に約束の期限に、償却する能はざる負債を作ることを勿れ。

四、支拂の見込なくして物品を仕入るは、殆んど之を盗むに同じ。唯盗む者は初より全く支拂はざる心にて盗み、借る者は其信用を濫用し、到底支拂ふ能はざることを知りつゝ、物品を仕入るゝの差あるのみ。其

心事に至りては多く異なる所を見ず。

五、負債に陥りたる兵士は、更生の時、成る可く速かに償却するの決心をなし、而して之を債主にも告げざる可らず。假令其負債が飲酒其他に由て生じたる者と雖も、兵士は節儉の生活を營み、金を調へて之を皆済すべし。

第七節 争論及び訴訟

一、救世軍兵士の間に、誤解、争論等のことある時は、何時も小隊の利益を害し、其當人は亦、心の平和を破壊せらるゝものなり。

二、此る場合には其當人に於て、有ゆる手段を盡して之が調停を試むべし。即ち双方一の處に會して共に祈り、共に語り、又喜んで相當の讓歩をなし、平和を恢復することを勉むべし。

三、若し其にて事の纏らざる時は、事情を小隊長、又は他の士官、或

は双方が信用する或兵士に打あけ、中間に立ちて調停せんことを求むべし。

四、其にても尙不調和の時には、双方何れも或士官、又は兵士を擇んで一切を委託し、萬事其人々の協商に一任すべし。

五、右の場合には、双方各々一名の代人を、士官又は兵士の中より擇び、擇まれたる者は、別に其中間に立て審判をなし、二人の同意し難き所を調停する人物を撰定す可し。而して一同は此協商の結果を、該事件の結着として、受入るゝことを約束せざる可らず。

六、救世軍兵士は如何なる場合にも、軍人間の内訌を法廷に争ふ可らず。是明かに聖靈の禁ずる所にして、爲す可らざるの事なり。(哥前六〇二)

第八節 富

一、貧富は人の善惡を定むる尺度にあらず。然れば富める者必らずしも

も悪きにあらず、貧しき者必らずしも善きに非らず。品行の善惡は金錢の有無に由て決す可らずして、其之を使用する方法、如何に由て定まるものなり。

二、一身一家を支へて尙餘資ある兵士は、最も神聖なる義務として、神の國の擴張の爲に献金す可し。是は人々の現世及び來世に關はりたる、至善を増進するの、最も手近く、最も確實にして、亦最も有効の方法なりと知る可し。

三、「軍中の約束」にて、軍隊の運動を支ふる爲に、献金することを約束したる故、從來他の慈善事業に寄附したる分迄、中止して救世軍に献すべきかと云に、其れには及ばざる事なりと雖も、凡て兵士は斯戰争と云ふ一箇の目的を、常に念頭に置き、苟くも餘力あらば、悉く擧げて此一方針に傾注することを期すべき者とす。

四、眞正の救世軍兵士は、言語、思想、其他の賜を用ひて、世の救の爲に働く如く、又金銭を用ひて之が爲に盡すの義務あり。

五、資産あり、金銭ありて、収入多き兵士は、左の心得を要す。

(イ) 家内の需要を給す可し。即ち家族が健康と精力を保ち、相當の教育を受け、幸福の日を送る爲は、必要の物を支給すべし。一言に云ば、彼等をして耶穌基督に従ふて、世を救ふ爲に、最もよく働かざる資格を養はしめざる可らず。凡て此等の費用を引去りたる殘額は、神の國の利益を圖る爲に献ぐ可し。

(ロ) 富人は直ちに、悉く其剩餘の資金を、救の事業に献するの必要なし。此る場合には宜しく正當の方法に由り、最も収入の多き様其資産を運轉し置き、其上にて剩餘の収入は、神の國を擴むる爲に、献ぐべきものとす。

第九節 國政

一、救世軍兵士は此世に住むが故に、亦此世の出來事、取分は時の政府の處置に付て、是非の議論、感想等を見聞せざる可し。

二、然るに此等の相容ざる見解、感情は、多くは世俗的なる利己の念慮より發するもの故、全く救世軍人の關係すべき以外に屬す。蓋し救世軍兵士は此世に住へとも此世の屬にあらず。此點に於て兵士は此世と關係せざる可し、恰も其歡樂と關係せざる如くなる可し。

三、譬へば露國の一商人が、佛國を旅することあらんに、其短き滞在の間、直接其身に關係することの他には、敢て時の政府、法律、議會の討論等に關係せざるが如く、救世軍兵士は此世に對して、一箇の巡禮者、又旅客に過ぎるが故に、時の政府の處置如何の如きは、其身の休戚と、亦其代表する神の國の利害に關する場合は、一切關係す

る所なきものなり。

四、然れ共時としては、軍人の幸福、惱める人類の利益、又は救世軍の地位と進歩の爲に、境遇上、止むなく起て、充分手應のある運動を爲さる可らざる事なきを保せず。

五、然る必要は大抵、酒賣捌の事、遊廓、又は野外集會の取締等に關する、地方的、社會的問題に由て起るものなり。右の如き場合に進んで善の爲に戦ひ、惡を撃つには、其衝に當る人物を擇むこと最も肝要なりとす。此る運動の際、兵士が心がく可き箇條は左の如し。

(イ)上官が告示す、規則、及び軍律に服従して運動すべし。

(ロ)或る特別の事件に付て、我と同意見を有する世俗的の人民あらんに、其公けの運動上は勿論、精神上に於ても、嚴に之と差別を保つ可し。

(ハ)凡ての事、神と人とを愛する心より之を行ひ、其生涯の目的たる、軍隊を擴め、世を救はんとの心に原きて働く可し。

六、「軍令及び軍律。戰場士官の巻」に左の一節あり。

軍隊が政府に對する關係は「我等は此世の屬にあらず」との主義に由て定まるものなり。救世軍人は既に此世の屬にあらず。而して政府は専ら此世に屬し、其爲す所は更に神の旨と、其聖國の利害を顧慮するものにあらずが故に、之に對して深き同情を寄すること能はざるものなり。

戰場士官、大隊長、聯隊長、師團長等は、救世軍の建物と、政治の集會、又は救世軍と異なる目的の事に使用する爲、貸與すること能はず。

第十節 祭禮

一、大祭日、其他世間一般に、國旗を掲げ、飾付をなす如き場合に當り、救世軍兵士は殊に之を怠りて、爲に市民の義務を盡さず、皇室に敬を欠く者の如き感を、世人に與ふることなき様注意すべし。

二、兵士は基督教以外の、宗教上の祭禮に關與せず、又出金すべからず。而して其職務上必要の爲か、或は聞聲賣、其他戦争の利益を圖る爲にあらすして、之に列席す可らず。

第八章 救世軍

第一節目的 ○第二節政體 ○第三節嚮導者 ○第四節服從

第一節 目的

一、救世軍兵士は軍隊の目的を知らざる可らず。其目的とは即ち凡ての人々をして神に歸服し、基督が彼等の爲に備へ給ひし救を受け、エホバを其君主とし、其律法に従ひ、進んで周圍の人々をして、現世及び來世にて神の恩寵を受しむる様、愛の奉事をなさん爲に其生涯を用ひしむるにあり。

二、救世軍は西曆千八百六十五年（我慶應元年）大將ウヰリヤム、プースに由て創められたるものなり。初め大將は倫敦東部の貧民窟に於て集會を營みたりしが、此邊に何れの宗教團體にも見過にせられたる

群衆ありて、其大部分は會て教會又は會堂に出席したることなく、安息日にも、平日の如く職業に従事するか、然らざれば遊惰、飽食、醉酒、犯罪の爲に之を用ひ、惡魔は時を得顔に彼等の間に跳梁する有様を見て、深く之を憫みたり。

三、大將が此く棄られて滅亡に赴く群衆を見るや、其心に起りたる疑問は是なり。曰く救は此人々にも及ぼすことを得べきかど。而して大將は必らず其方法の存すべきことを信じ、眞理を喪はれたる同胞に傳へて、神に立歸らしめん爲に、身を献ぐることを決心するに至りしなり。

四、救世軍の今日あるは、大將が當時の決心を實行し、根氣好く之を推進めたる結果に他ならず。

第二節 政體

一、各兵士及び入隊志願者は、救世軍の政治に付て、多少の智識を有すべし。是は兵士が誤謬、妄想に陥ることを防ぐ最上の法なり。

二、新約全書には、基督の王國が現世に於て、如何なる政體を以て治めらる可きかと云ことを示さず。其之を示せりと言ふ者は、各々異説を唱へ、此宗派の人は聖書に此る政治を教へたりと説き、彼宗派の人は全く其と反對の政體を定められたる如く論じ、紛々として歸着する所を知らず。

三、假令聖書の中より、初代の基督信者が採用したる、特種の政體を發見し得るとするも、唯古への使徒、初代の改心者が、或方法に由て其團躰を統べ治めたりとの理由を以て、今も其通りを實行すべき、神聖なる義務あるものとは解す可らず。

四、此の如く神は天下後世、必らず則る可き、模範的の政體を定め給

はずと雖も、然も凡て神に嘉納せらるる政治が、據て立つ可き根本的の大主義は、明かに之を聖書の中に示し給へり。

五、而して救世軍の政治と、之を運用する方法とは、悉く此等の大主義に適ひ、更に戻る所なきものなり。

六、救世軍の政躰は、神自ら創立し、又嘉納し給ふたる、古代エダヤの教會及び其國民の政躰と酷似す。救世軍の組織は又我等が今日、新約全書及び古代歴史に徴して知り得る限に於て、初代の異邦人の教會と最も相似たり。

七、使徒パウロは、假令其名義に於て然らざりしにもせよ、實際に於ては當年の救世軍大將として、恰かも今の救世軍の總督の如く、其建たる凡ての教會の上に權威を執りしことは、争ふ可らざる事實なり。

八、救世軍の政躰は、或一種の目論見や、又は嘗て世に現はれたる某

の組織を模倣して成たる者に非らず。唯其創立者が時々、

(イ) 聖書に示されたる主義と事實、

(ロ) 過去に於る宗教上の先達が採たる方法、

(ハ) 攝理に由れる日毎の教訓、

(ニ) 聖靈の直接なる導き、

等の光明に導かれて、形造るに至りたる者なり。

九、救世軍の創立者は、當初何等の目論見をも立てず、又他を模倣することもなかりしが、其自ら成立たる所のものは、人間世界にて最も

も良く秩序を保ち、進撃をなすに便なりと知る、軍隊組織にてありき。而して此組織が他に愈りて、最も活潑、有力、剛健のものたること

とは、少しく人を用ふるの經驗ある者が、凡て認むる所なりとす。

十、救世軍の政躰は、最も有力のものたると共に、亦最も多く箇人の

自由を與ふるものなり。善人となり、善事を行ふには、救世軍中に十分の自由あり。蓋し古來様々の宗教團體の中に、未だ救世軍ほど、勢力と、自由と、二つの者の充分に結合せられたる例はなきなり。

十一、救世軍の政治に於ては、最も善良、有力なる兵士が、必ず最も有力にして、勢力ある地位に達するの便宜あり。救世軍中にて身を立るには、唯何れ丈善良にして、力量を有するかを示せば足る。而して是は救世軍の政体が、最良、至善のものたることを証明するものなり。

十二、此制度が有する特色の一つは、各階級、性質、事情の人々に、適合するの實力を有する事なり。

十三、若し其目的を成遂げ得たる成績に由て、政体の價值、効力を判断するを得べしとせば、救世軍が今日に至る迄の、比類なき成效の歴史のみを見るも、此が聰明、有力の政体たるのみならず、亦實に神來

のものたることを認むるを得べし。

第三節 嚮導者

一、一隊の人員が何事をか爲さんとするに當りては、自ら其間に意見の相違あり、一方は此事を思ひ、他方は彼事を思ふ者故、かゝる場合には、一人の嚮導者ありて其爲すべき所を示し、他の人々は皆其言ふ所に従ふて行くことを要す。一言に云ば一人は命令し、他の人々は皆之に服従せざる可らず。

二、一隊の人員が集りて事を爲すに當り、嚮導者なければ、失敗を招くこと疑を容れず。假令如何許り眞實と熱心を以て成效を求むる者ども、若し嚮導者の命を奉じ、其決意に服従するにあらざれば、必ず混雜と失望に陥りて、事業の成效を見る可らず。

三、此の如く嚮導者に服従することは、決して箇々が聖靈に導かるゝ

ことと衝突するものに非ず。却つて一箇人を通じて多人數を導かしむることは、古來神が取り給へる方法なりとす。群がりて天飛ぶ鳥、聚りて森を歩く獸も、尙嚮導者を有す。神は早くより將軍、士師、王者を立てて其人民を治めしめ給へり。他に其道なきにはあざりしならんも、實際常に採りて用ひ給ひたる方法は此なり。

四、或人は各人箇々に聖靈に導かれ、其良心に正しく、且至善なりと感ずる所に従ふべしと思へる者あり。我等は神が此の如き方法に由て、一團躰の人々を導き得べきことを疑はず。但し神は未だ曾て此の如き方法を、採り給はざりし事實を認めざる可らず。而して神が事毎に自ら兵士に語るに非らずして、却つて其嚮導者と仰ぐ人物を用ひ、命令を傳へて事を爲しめ給ふことは、簡易にして、又最も道理に合ひたる方法なりと思はる。

五、此の如く嚮導者に服従する制度は、過去に於る神の政治と、聖書の主義に合ひ、又普通に人の實行する、最も賢明の方法なるが故に、人は其衆中にて、最も献身的にして、最も力量あり、最もよく訓練せられたる人物を戴いて、之に服従すべし。

第四節 服従

一、服従は人の政治にも、亦神の政治にも、共に最も重要な主義なり。服従なくば天國にも混雜ある可し。況んや地上に於ては、唯々種々の禍を惹起すに過ぎず。

二、服従なければ政治は成立す。此故に兵士は快く其上官の命に服従せざる可らず。固より此種の命令は常に眞理と正義に合へる筈にて、其然る以上は異議なく之を履行することを勉めざる可らず。

三、兵士は士官の智慧と、品性を信用し、又神の靈に導かれて、唯

正當の命令を下すことを信じ、之に服従すべき者なり。

四、従つて此服従の主義を履行するは、兵士が神と人とに對する義務たることを知らざる可らず。聖書に「上に在て權を掌る者に凡て人々服ふべし」とあり。而して此服従なくば、救靈上、鬼でも手廣く、有力の運動を爲すこと能はず。

五、此服従を實踐するは、凡て救世軍戰鬥力の由て來る所なり。然るを若し兵士にして自己の好惡の爲め、又は不便、不利、不名譽、其他の理由の爲めに、服従を拒むことあらば、決して何事をも成就すること能はず。殊に迅速、活潑、機敏の運動に由て、勝利を得べき事柄に於て然りとす。

六、兵士が服従の主義を呑込み、快く之を實踐するは、眞の安心を得るの道なり。之に反して若し斷えず之を爲すべきか、彼を爲すべきか、

彼所に行べきか、此處に留まるべきかと議論せば、何時も心に多少の不安なきこと能はず。此故に兵士は其嚮導者を神に托し、聖靈が之を導き給ふことを信任して、唯命之れに従ふことを勉むべし。

七、服従は恩寵と、發達の道なり。男女共に服従に由て、一層勇敢、有力の兵士となり、前よりも愈りて、有用の位置を占むるに足る者となるべし。未だ服従することを學ばずして、よく命令することを得る者はあらず。

八、兵士は速かに其命令に服従すべし。服従に大切なるは迅速と云ふことなり。命令を履行するの遅きは、屢々危険を醸すことあり。亦切角の服従を無効ならしむる場合極めて多し。

九、兵士は何時も命令に服従すべし。其が血肉に快きと否と、意に投ずると、然らざるを問はず、凡ての場合に服従せざる可らず。命令

を撰擇して之に従ふ兵士は、決して服従をなす者と云ふ可らず。一切の指揮に悉皆従ふ事は、凡ての善政を支ふる、服従の本義なりとす。

第九章 戦争

- 第一節 總論
- 第二節 入隊
- 第三節 軍中の約束
- 第四節 小隊の組織及び運動
- 第五節 義務を習ふべき事
- 第六節 部署
- 第七節 失望
- 第八節 戦友を愛する事
- 第九節 誹謗せざる事
- 第十節 服務
- 第十一節 制服
- 第十二節 鉢裁
- 第十三節 行軍
- 第十四節 野戦
- 第十五節 歌ふ事
- 第十六節 祈る事
- 第十七節 警告
- 第十八節 聴聞
- 第十九節 特別合戦
- 第二十節 閑聲及び出版物賣
- 第二十一節 迫害
- 第二十二節 候補生志願
- 第二十三節 士官の官舎

第一節 總論

一、救世軍兵士の宗教は之を三部に分ちて考ふることを得べし。即ち左の如し。

式(イ)己先づ罪と其結果より救はれ、更生りて神の家族となり、其恩寵に入りて、凡て之に伴ふ所の喜ぶべき結果を受る事。

(ロ)受たる救を維持する事。

(ハ)他人を救に導くこと。即ち基督と同じ生涯を繰返し、基督に従ふて、己亦人類の救主となる事。

二、今之人は此最後の點に付て、特に注意を喚起し、如何にして兵士が亦、永遠も、其力量を最も有効に、神の榮と、世の救の爲に用ふべきを示さんとす。

三、兵士は祈禱、談話、運動等に由り、自分一箇にても其折々に、相當の働きをなし得べしと雖も、若し同性質、同目的の人々と、團結するに於ては、優かに大なる善事を成し得べき事明かなり。

四、兵士は基督の僕が、救靈の目的を以て集まれる多くの團躰の中、未

だ救世軍の如く、よく備りて、且有力なる者あらざることを見出すべし。

五、かく救世軍が、他の團躰に愈りて、大なる善事を爲得べき事を見るに付ても、兵士は唯當に身を投じて、快く其軍務に服し、如何にもして最も有効なる服役を爲んことを心がく可し。

第二節 入隊

一、入隊して救世軍兵士となるには、先づ軍中の約束に記名調印することゝを要す。軍中の約束は、兵士が信すべき重要な教理、則るべき大切の主義、及び盡すべき軍務の大要を記載したるものなり。

二、凡て救世軍の兵士は、充分軍中の約束に付て熟考したる後、記名調印して差出すべき者とす、其理由左の如し。

(イ)兵士は之に由て、豫め教理、主義、服務の大要を諒解すること

を得べし。

(ロ)軍中の約束に付て考へ、又祈ることに由り、自分が果して救世軍兵士の精神を有するや、否やを反省することを得べし。

(ハ)軍中の約束に記名調印して誓約を立ることは、將來兵士が、軍隊に忠實を盡す助となる者なり。

(ニ)軍中の約束に記名調印することに由り、救世軍と信仰、精神を異にする者の入り來り、將來不満と分争に至る恐を、防ぐことを得べし。二人若し心を同らせずば、如何にして共に快く旅路を續くることを得んや。又如何にして同じ軍を戦ふことを得んや。

第三節 軍中の約束

一、余は今、茲に、余が救世軍兵士とならんと熱望することを表白す。

二、余は我罪を悔改め、之を神に懺悔し、全世界の罪人を贖はん爲め、

十字架に死給ふたる神の子、主耶穌基督を信するに由り、其赦を受けたることを宣言す。

三、余は神の助に由り、一切の偶像禮拜と、之に關する行爲を廢め、獨一の眞の神を愛し、之に事へ、之を禮拜すべき事を約束す。

四、余は一切アルコール性の飲料を用ひず、又凡ての悪き事、様々の淫猥なる行を爲す、聖靈の方に由て、神と人との前に、善良にして眞實なる生涯を送らん爲め、力を盡すべきことを約束す。

五、余は我士官の命令及び教導に従ひ、何れの方面に於ても、救世軍に忠義を盡すべきことを約束す。余は成るべく毎週二回以上集會に出席し、又時間の許す限り、士官の命に従ふて我小隊の爲に働くべきことを約束す。

六、余は軍隊の運動を支ふる爲め、我方に應じて一定の金を納め、少

なくとも毎月定額の献金をなすべきことを約束す。

七、余は現世にて耶穌基督の救を受け、聖き生涯を送りたる者の靈魂が、來世に於ては幸福なる天國に入りて神に見へ、贖はれたる人々と交はり、永遠の喜を受べしと、信ずることを宣言す。

八、余は又邪惡なる生涯を送りたる者の靈魂が、地獄に墮され、永遠も、恩寵と幸福に離れて在べしと、信ずる事を宣言す。

第四節 小隊の組織及び運動

一、小隊は軍中の約束に記名調印し、兵士名簿に登録せられ、一定の建物に會合する、兵士に由て編成せらるる者なり。

二、各小隊は其受持士官の下に在り。受持士官は通常別に一人の副官を有し、時としては更に多くの副官を有することあり。

三、各小隊は其完全に編成せられたる時には、會計、書記、曹長、入

隊志願者軍曹、出版物曹長、方面出版員、巡邏、樂長、樂隊軍曹、方面軍曹、軍旗軍曹、樂隊員、及び少年軍曹長、少年軍々曹等の下士官を有す。

四、各下士官の義務は別に其軍律の中に示さる。下士官は任命に先ち、善良なる行狀、制服着用、献身的の戦争等に於て、他の模範たるべきことを誓約せざる可らず。下士官は喫煙す可らず。又小隊長の許可なくして、己が小隊以外の集會に出席すべからず。下士官の任期は十二ヶ月を以て限りとす。

五、下士官は受持士官の命に従ふて、其軍務に服すべきものなり。受持士官は下士官を免黜するの權威を有せず。若し棄置き難き不都合ありと認むる時は、之を聯隊長に上申するを得べし。

六、小隊の會計簿は會計、書記、之を保管す。兵士の姓名を登録する

兵士名簿、兵籍を除名せられたる者の姓名を登録する除名兵士簿、及び兵士と改心者の姓名を録する彈藥金簿は、書記に於て之を保管す。

七、小隊の運動、改心者を得し數、小隊の收入、支拂其他に付ての毎週報告は小隊長之を作り、會計、書記之に連署すべし。會計、書記、曹長は又其毎週報告を作るべきものなり。

八、新に救はれたることを告白する悔改者あらんに、其兵士となるときを願ふや、否やを問ひ試むるは、之を導きたる者の任務なり。而して何れにもあれ、悔改者の姓名は直ちに、其住へる方面の軍曹に通知すべく、軍曹は之を訪問し、其兵士とならんことを願ふや、否やに付、一週間以内に報告すべきものなり。

九、かくて悔改者が若し兵士となることを望まば、直ちに其姓名を改心者名簿と、彈藥金簿とに記入すべく、一ヶ月の後に至り、若し軍中の約束に記名調印し、亦實際其約束に相應しき人物なりと認めらるゝに於ては、之を兵士名簿に登録し、同時に公然小隊の兵士として、入隊式を受しむ可し。

十、小隊長、會計、書記、曹長、入隊志願者軍曹の同意なくして、何人の姓名をも兵士の名簿に登録することを得ず。

十一、一旦兵士名簿に登録したる姓名は、大隊長又は聯隊長が司る、四季の兵籍調査會の同意なくして除名することを得ず。又其同意は必ず文書を以て示さるべきものとす。

十二、とは云へ、兵士に大なる非行ありて、一日も猶豫す可らざる場合には、小隊長は其兵士の資格を中止するの權あり。但し此る場合には直ちに其始末を、大隊長、又は聯隊長に上申すべし。

十三、一旦兵籍を除かれたる者の姓名は、小隊長及び前記下士官の同

意なくして、之を復することを得ず。若し其人が大隊長或は聯隊長に由て、特に禁止せられたる者なるに於ては、亦大隊長、或は聯隊長の同意をも得ざる可らず。

十四、凡て改心者は其最初の間より、年來忠實なる兵士と同様、証言、祈禱、制服着用等のことを奨励せらる可し。

十五、兵士會にて軍務を評議することは、異論、紛争に陥るが故に、之を禁せらる。然れ共小隊長は毎週兵士會を開き、自由に自ら軍務を説明することを得べし。但し其他の人々は、小隊長の許可なくして口を開くことを得ざるものとす。救世軍には投票、又は議論に由て、己が道を行ふことを要する餘地なし。

十六、品行上に非難を受けたる兵士は、望に由て聯隊長に上申し、之が証明を求むることを得べし。而して聯隊長は自ら其事理を處断するものとす。

十七、兵士は争論の事起る時、凡て小隊長の意志に従ふて處置をなすべし義務あり。少くとも聯隊長に上申する迄は、然かすべきものとす。

十八、各兵士は本營に上申する特權を有す。而して寧ろ此特權を使用することを勧誘せらるゝものなり。例へば參謀士官の行動、意志に不滿のことある時、又は何か尋ね度ことある時杯、兵士より書面を本營に贈る時は、本營は之に相當の注意を與ふるものなり。

十九、小隊の書記は、轉居の爲に、小隊を去る兵士をして、一定の手續を履んで他に轉籍せしむるの責任を有す。

二十、轉籍証は切取て二通の斷片となし、左の方法に由て之を使用す

べきものとす。

(イ) 其一通は兵士の姓名を認め、書記之に調印し、切取て小隊長の加印を求め、然る後其兵士に渡すべきものにて、此には同人が好兵士なりしこと、及び其往先の小隊長が快く之を受んことを求むる旨を記載しあり。兵士は其を携へ往きて、新に加はらんとする小隊長の、受持士官に渡すべきものなり。

(ロ) 他の一通は兵士の姓名、小隊長にての様子、往く先の所書等を認めてあり。此は小隊長より大隊長、又は聯隊長に贈り、大隊長、又は聯隊長は、更に之を其轉籍先の小隊長に廻送すべきものにて、兵士は此等の手續の結果、新しき小隊長に歓迎せらるゝことを得べし。

第五節 義務を習ふべき事

一、救世軍兵士の其次の義務は、救世軍の歴史、政治、主義、實戦を

習ふ事あり。其心得下の如し。

(イ) 受持士官及び救世軍の働きに經驗ある人に就て問質すべし。

(ロ) 「救世軍問答」二十一年軍記、其他救世軍出版の書物を讀むべし。

(ハ) 凡て我身邊にある、救世軍の運動を観察すべし。

(ニ) 直ちに救世軍の戦争に従事すべし。一ヶ月の實戦は、一年書物のみを讀むに愈りて、軍隊の主義、方法、精神を知り得べきものなり。

(ホ) 救世軍に對して譏誣欺妄をなすものあるも、之を信すること勿れ。若し何か聞棄て難き、容易ならぬ風説を耳にすることあらば、之を其士官に問質し、尙満足を得ずば本營に尋合すべし。本營は快く之が回答をなすべきものなり。

二、兵士は自分に、何を爲し得べきかを、發見することを勉むべし。人各々何か長所のあるもの故、之を見出さざる可らず。語を換へて言は、兵士は銘々我は如何にして、最もよく戦争を助くべきかを思索すべし。

三、此際性來の臆病を戒めざる可らず。多くの人は内氣にして、其爲め我は力量なしとか、又は實戰の間に合す杯、兎角引込思案に流る者なり。然れ共兵士は其王たる基督を助けて、力一杯の働きを爲んために、此種の感情に打勝ざる可らず。

四、兵士は神の靈が往て働けと勸誘し給ふにも拘らず、小隊長、又は他の士官が言をかくる迄は、働かずして可なるものゝ如く思惟す可らず。

五、兵士は滅び行く多くの同胞を視て、之を憫むと共に、自分も亦其ために爲し得べき所あるを知りて、進んで之が救に力を盡すべきものなり。

六、或は出過者の如く見做さるゝ場合もあらん。然れ共之を意に介すること勿れ。却つて救靈の戰を妨害する、一切の感情を蹂躪すべし。神は審判の日にも、今の世にも、此の如き感情を喜び給ふものに非らず。

七、又慢心の爲に誤らるゝこと勿れ。世には他人の如く証言し、歌ひ、祈禱すること能はざるを恐れ、絶て公けの働きを爲さざる者多し。

第六節 部署

一、兵士は自分の爲し得べきことを發見すると共に、直ちに進んで之が實行に着手すべし。救世軍士官の目は斷ず小隊の彼方此方に注ぎ、力量ある男女を發見して、其手腕を用ふる機會を與ふることを勉む。然れ共士官は他にも多くの務を負へることとて、悉く各兵士の所長を用ひしめ能はざることあり。

二、事情此の如くなるが故に、兵士は士官の勧誘を待つことなく、苟くも其心に神の靈の召を感じ、又は或る特別の働をなす必要を感じるに於ては、直ちに進んで之が實行に取かゝらざる可らず。

三、兵士は神が自分に、爲しめ給ふと思惟する所を小隊長に告ぐべし。若し別に其ほどの確信なくば、小隊長に請ふて相當の働を發見し、共に戦争に加り得る様、取計はんことを求むべし。

四、それにて尙、働きの輕きに過ぐることを覺ゆる時は、神の導きを祈り、若し至當と思はば更に上官にも他の働を見出さんことを請ひ、士官達の之を獎勵すると、否とに拘らず、力の限り働くことを心掛くべし。

五、とは云へ、兵士は其士官が、現在、戦争の何れかの部分を妨害し、又は之と衝突すると認むる如きことは、何にても行ふ可らず。

六、救世軍には如何なる力量、年齢、地位の人々にも、相當したる働あり。軍營、又は野戰にて、機會のある毎に証言し、集會にて祈禱し、闘争を賣り、居酒屋を訪問し、人を軍營に誘ひ、病人を見舞ふ等、其爲すべき所甚だ多し。

七、兵士は其住する方面に特別の注意をなし、軍營に其心得方を尋ねて、及ぶ限り、最寄の人々を救ふ爲に、力を盡さざる可らず。若し軍營より充分の心得方を教へられざる時は、神の導きと、助けに依頼み、自ら最良と思惟する方法に由て働く可し。

八、未だ方面の制度成立す、或は未だ充分に運轉せられざる地方に於ても、兵士は其住居に最も近き邊に心を配り、確乎たる方針を探りて、其住民の爲に善をなすことを勉むべし。

九、常に初ての人々を小隊の集會に伴ふことは、凡ての兵士の務なり。

而して未信者を悔改せ、基督に導き、取分け土地に名高き悪人を救は
ん爲に、之をつけねらふて根氣好く盡力すべし。

第七節 失望

一、既に軍隊の働さに着手したる兵士は、失望することなき様、注意
すべし。

二、頓挫、阻喪の時には、自分の祈禱、歌、證言を、何が馬鹿らしき
ことの如く感ぜざるゝ場合あり。成効ある兵士も最初の間は、大抵此
る感情を有てるものにて、多くの人は多年戦争に従事したる後にも、
尙往々此の如き經驗をなすことあり。

三、悪魔は殊に其從軍の初に於て、兵士を失望せしめんとを勉め、取
分け、行末大に其領分を侵さるゝ、恐ある者に目をとめ、之を倒さんこ
とを勉むるものなり。

四、失望の時には、己が判断の不完全にして、恃むに足らざることを
記憶せざる可らず。射手は其射たれし鳥の半分程にも、彈丸の命中し
たるや、否やを知り難き如く、兵士も亦自ら、其立てたる證言、献げ
たる祈禱、歌ふたる軍歌の、効力如何を知ること能はず。時としては
自分に風を搏つ如く覺へたることにて、其實或罪人の心に觸れ、翻つ
て救主に來る迄安んずること能はざらしむる程の、痛手を負せ居こと、
往々にしてこれ在り。

五、概して言へば、或物事をなすの可否に付て、神の旨を知ん爲に、其
休徴を求むるが如きことは、甚だ賢からぬ方法なり。「若し自由に証言
することを得ば、或はうまく靈魂が救はれたらば、其に依て神が余に、
此々の事を爲しめ給ふものと判断すべし」と云ふが如き、神と取引に
てもなす如き方法は、最も好ましからぬ事なり。凡て集會の如何程有

効なりしかば、目に見ゆる結果に依てのみ判断し兼ること多きものなり。

六、兵士は其境遇に應じ、我至善を盡したりと自覺するを得ば、其にて満足せざる可らず。是は神が兵士に求め給ふ全躰にして、假令天使と雖も、其以上の事は爲し得ぬものなり。

七、兵士は多くの最も成效ある神の僕が、最初は見すばらしき、着手をなしたることを忘る可らず。又多くの靈魂を得たる説教者が、當初は甚しき失敗をなし、兎ても何事をも爲得ぬもの、如く、見られたることあるを記憶すべし。

八、兵士は又堅忍不拔の人が慥かに凡ての物事に進歩し、其終は成效に至ることを記憶すべし。

九、兵士は目的を正しくし、祈禱にも、証言にも、歌にも、其他の計

畫にも、一切唯神を喜ばせ、人を益せんことをのみ心がく可し。然らば其他のことは自ら宜しきに適ふ者なり。兵士が靈魂を救はんどの、高尚なる熱望にて事をなす間は、決して大なる過失に陥るものに非らず。此目的が心中を支配する間、兵士は

(イ) 其有ゆる智能を用ひ、

(ロ) 大膽と勇氣を以て働き、

(ハ) 何か言ふべき辭を有し、

(ニ) じかも最も有力に之を語り得るもの也。

十、兵士は機會を捉へて之を利用すべし。救世軍中には、世界の何れの團躰にもあらざる、基督の爲に盡すの大なる便宜存す。

十一、無教育なる男子、病身、臆病、内氣の婦人、乃至稚き兒童と雖も、尙受たる恩恵を證言し、神の救を歌ひ、其行動と談話とに由て、よ

有名なる宗教家が達し能はざる千百の人々に、天國に關する事物の注意を起さしむることを得べし。

十二、兵士は神が斷ず借に在し、其言ふ所、行ふ所を、導き給ふことを經驗しつゝ自ら勵み、信仰を凡ての事に現はすべし。兵士は信仰を神に置き、之に由て活き、之に由て働き、随つて何時も自らを信用し得る様に、ある可きものなり。

第八節 戦友を愛する事

一、救世軍兵士は戦友を愛せざる可らず。兄弟を愛せざる兵士は、到底其本分を全ふすること能はざる者なり。

二、固より戦友とても註文通の人物にはあらざるべく、完全にはあらざる可く、善良と献身に於て、其宜しくあるべき筈と思はるゝ、度を去ること甚だ遠く、或は吾人を待つに親切と耐忍を欠き、靈魂の救に

付ても、充分望ましき程の熱心を有することもある可し。然も彼等は神が地上に有し給ふ最上の人民なり。最も多く神の靈と其性質を有し、最も熱心に神に事ふる者なり。

三、兵士にして若し此事を信せずば、宜しく去つて彼等よりも優れりと思ふ人民に加はる可し。然もなくば宜しく之を愛すべき筈なり。

四、加之世には救世軍人を憎み、有ゆる手段を以て之を害する者多し。兵士は此かる間に立て、少く共耶穌基督が自分を愛し給ふ如く其戦友を愛し、彼等を助けて、力の限り罪及び悪魔と戦はしむることを得べし。

五、此故に兵士は戦友に親切を盡し、街道にも、軍營にも、其他何れの處にても、常に快活なる容貌と、愛の言語を以て之に交はる可し。

六、兵士は戦友の身の上に氣を付け、彼等の利益を保護し、營業、又